（毎週月・水・金曜日発行）

青森県報

号外第六号

平成二十八年一月二十七日（水曜日）

目　次

監査委員

○包括外部監査結果に対する措置の公表……（事　務　局）…一

監　査　委　員

包括外部監査結果に対する措置の公表

平成25年度及び平成26年度の包括外部監査の結果に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第６項の規定により、措置の内容を公表する。

平成28年１月27日

青森県監査委員　泉　山　哲　章
同　元　木　篤　子
同　夏　堀　浩　一
同　沼　尾　啓　一

○　平成25年度分

監査箇所名	監査項目	監査結果	措置の内容
環境政策課	環境活動推進事業費	［本事業の認定の見直しについて］ 他にも関連事業があるため、本事業が別途設定されている趣旨がわかりづらい。 事業費が多額ではないことから、必要な取組については目的を共有する他の事業の中で実施することを含め、本事業を見直す必要がある。	平成27年度当初予算編成過程において事業内容・単位を検討した結果、本事業における取組は少額予算ながらいずれも必要な取組であり、また、その他の関連事業とは事業目的及び事業対象が異なるものであることから、事業の目的を明確にしつつ、効率的かつ効果的な執行に努めることとした。
環境政策課	地域の人財による環境教育推進事業	［大人向け環境教育プログラムツールの有効活用について］ 大人向け環境教育プログラムツールは、活発に利用されているとは言えず、利用が全くなかったツールもあった。 県は本ツールについて県のホームページやメルマガで情報提供しているほか、環境経営セミナーの際に紹介しているが、さらに周知し、活用を促す取組が必要である。また、利用者や専門家の意見などを踏まえて、プログラムツールの必要性、あるいは必要な場合のツールの内容、ツール貸出の体制・方法などについても検討していく必要がある。	大人向け環境教育プログラムツールについてより活発に利用されるよう、これまでのＨＰやメルマガによる周知に加え、もったいない・あおもり県民運動推進大会におけるパネル展示や環境教育活動交流会でのチラシ配布による周知、市町村担当課長会議での周知等を行い、活用促進に努めた。 また、引き続き、ツールの内容、貸出の体制・方法などについては、利用者アンケートなどを参考に随時必要な見直しを行うこととした。
環境政策課	公害苦情・紛争処理事業費	［苦情処理件数の内容把握と客観性確保について］ 公害紛争に至る前に、県、市町村等の担当窓口で公害に関する相談、苦情を受け付け、処理を行っており、平成24年度の総処理件数の半数が弘前市となっている。 苦情処理データは青森県の環境施策の推進において重要な指標の一つであり、県は苦情処理件数データについて一定の正確性や客観性を確保するとともに、その内容について把握し、説明ができるようにしておく必要がある。	苦情処理の件数の正確性・客観性を確保するとともに、その内容を把握し、説明できるようにするため、報告内容の正確な把握が難しかった処理方法について、必要に応じて市町村等担当窓口に対して説明を求めるよう平成26年11月に取扱いを改め、平成27年５月末の公害苦情調査結果報告時から実践した。
自然保護課	県民の森の維持管理等に要	［費目の設定について］ 白神山地ビジターセンター	平成28年度当初予算編成において、自

	する経費（管理運営費）	と自然ふれあいセンターは施設規模に違いはあるが、県にとっての重要性に違いがないのであれば自然ふれあいセンターも白神山地ビジターセンター費と同様に、他の支出から独立した費目構成とすることも検討の余地がある。 なお、自然ふれあいセンター関係の費用以外にも、自然保護課の事業概要と予算・決算の支出項目との関係が分かりにくいものもある。今後予算・決算の項目全般について事業概要との関係が明確になるように再構築することも検討の余地があるものと思われる。	然ふれあいセンターと白神山地ビジターセンターで費目構成の違いがなくなるように見直しを行うこととした。 なお、予算・決算の項目全般の再構築については、財政担当部局と検討の結果現行どおりとすることとなったが、今後、新たな事業を構築する際には、可能な限り関係が明確になるようにすることとした。
自然保護課	白神山地ビジターセンターの管理運営に要する経費(管理運営費)	[行政コスト計算書の活用について] 公の施設の設置を検討する際には、施設の有効性を判断した上で過剰な投資を抑えるために、利用者1人あたりのコストをどの水準に設定するかが検討することが望まれる。既に設置済の施設においても、今後目標とすべき利用者１人あたりのコストを設定することは必要であると思われる。 県としては、白神山地ビジターセンターにとって妥当な利用者１人あたりのコストの水準を設定した上で、その目標に向かって、利用者増及びコスト削減に努めることが望まれる。	利用者１人あたりコストについては、様々な要素があるものの、まずは、変動要素の大きい利用者増に向けた対策等を講じていくことで、利用者１人当たりコストをより低減させていくこととし、平成27年度から３か年における指定管理者選定に当たって、利用者の増加に向けた取組が適切かどうかを主要な審査要件として審査を行った。 選定された事業者と協議を重ね、目標とする利用者数を70,000人（H26年度：56,959人）とすることとし、結果として、これまでの利用者１人当たりコストを下回ることを目標とした。
自然保護課	十二湖エコ・ミュージアムセンター	[指定期間の変更] 現在、指定管理者制度での指定期間は３年となっているが、指定管理者として深浦町以外は考えにくい状況にあるならば、指定期間を５年間以上とするなど延長して、より安定的な運営に資する必要がある。	監査結果の趣旨を踏まえ、より安定的な運営に資するため、深浦町に平成28年４月１日をもって施設を無償譲渡することとして事務手続を行った。
自然保護課	十二湖エコ・ミュージアムセンター	[行政コスト情報の把握] 施設の維持管理は指定管理者である深浦町の予算で運営されていることから、施設のバランスシート及び行政コスト計算書を作成していない。ただし、維持管理コストは発生しないとしても、施設設置のための初期投資は行っており、また大規模修繕等は県の負担となっている。 外部に公表しない管理データとしても、施設のバランスシート及び行政コスト計算書を作成することは意義があるものと思われる。	必要な修繕工事を実施した上で、深浦町に平成28年４月１日をもって無償譲渡することとして事務手続を行ったことから、県において施設のバランスシート及び行政コスト計算書は作成しないこととしたが、これらの必要性について同町に伝え対応を促した。
自然保護課	十二湖エコ・ミュージアムセンター	[施設の有効活用に向けた取組について] 近隣の施設から離れていることや、展示内容の目新しさが逓減しているなどの理由によって、利用者数は伸びていない。 今後、展示内容の陳腐化はますます進むことが予想されるので、以下の事項を含め何らかの対応が必要である。 １）施設の在り方を検討し、情報拠点施設としてのさらなるステップアップを図るためには、まず現状を分析する必要がある。利用者の内容を分析することによって今後の対処方針を検討することが望ましい。 ２）施設の有効性を高めるためには、近隣のアオーネ十二湖白神などとの連携を今以上に図る必要がある。現在においても連携した普及・啓発・指導事業を行っているが、連携事業数や規模の拡大などさらなる検討が必要と考える。	監査結果の趣旨を踏まえ、施設の有効活用を図るため、深浦町に平成28年４月１日をもって施設を無償譲渡することとして事務手続を行った。
自然保護課	十二湖エコ・ミュージアム	[施設の運営の在り方について]	深浦町からの要望を踏まえ、必要な修

	センター	他の施設と比べ、県にとっての施設を保有することの積極的な意義は見出しにくいのではないかと考えられる。今後も施設の有効活用に向けた取組策について有効な方策が見い出せない場合には、施設の運営の在り方そのものについても検討の余地がある。 具体的には、県と深浦町との協議の上、深浦町への施設の譲渡等（売却、無償譲渡、貸付等）の検討を行うことなどである。	繕工事を実施した上で、同町に平成28年４月１日をもって無償譲渡することとして事務手続を行った。

○　平成26年度分

監査箇所名	監査項目	監査結果	措置の内容
こどもみらい課、青少年・男女共同参画課	青森県子ども家庭支援センター	［事業経費の計画に対する実績について］ 県は指定管理者が行う経費の積算金額について、計画と実績の乖離が大きいため、積算の見直しの実施や、事業が計画どおり適切に実施されているかについて指定管理業者の指導を徹底していく必要がある。	青森県男女共同参画センター事業費及び青森県子ども家庭支援センター事業費の計画と実績の乖離が大きい理由は、各事業費に計上すべき消耗品等を、一般管理費に計上していたことが原因であったため、平成27年２月16日に、両センターの指定管理者に対し、事業費に計上すべき消耗品費等について、適正に計上するよう指導した。 また、平成27年６月29日には、指定管理者から、消耗品等を適正に各事業費に計上していることの回答を得た。
こどもみらい課、青少年・男女共同参画課	青森県子ども家庭支援センター	［事業報告書の確認結果の共有について］ アピオあおもりは、二つの機能を有する施設であり、アピオあおもりの指定管理業務全体に係る所管課は、環境生活部青少年・男女共同参画課である。事業報告書は同課に提出され、確認事務が行われており、当該事務により記載もれや記載誤りは修正されていたものの、こどもみらい課に伝達されていなかったことが、後になって明らかとなった。 今後においては、確認事務の結果を事業に関連する両方の課において共有し、指定管理者の事業実績の内容を計数値の面でも正しく把握し、保管しておく必要があると考える。	平成27年２月16日に、青少年・男女共同参画課、こどもみらい課及び指定管理者の三者で今後の重要書類の取扱いを協議し、施設所管課である青少年・男女共同参画課に提出される基本協定や年度協定に係る重要書類は、同課からその写しをこどもみらい課に送付することにより、業務実績の内容の共有を図ることとした。
こどもみらい課	青森県子ども家庭支援センター	［支出内容の確認について］ 事業費のうち、子ども総合相談事業において、３月にポスター・リーフレット作成費72,000円（税抜き）が計上されていたため、振替伝票を見たところ、ポスター・リーフレット作成費ではなく、平成25年度事業実施報告書の印刷費75,600円（税込み）として計上されていた。 県は、支出内容の確認を適切に行う必要がある。	平成27年２月16日の基本協定に基づく実施検査において、帳簿記載の誤りについて修正を行った。今後も支出内容の確認を適切に行う必要があるので、アピオあおもりで作成する月次明細表と振替伝票の照合を定期的に行うこととした。
こどもみらい課	児童相談所カウンセリング強化事業	［児童相談所の支出区分について］ 当該報償金等の支出区分は、弘前児童相談所及び八戸児童相談所におけるものとして予算の設定が行われており、また、国への報告における単位としても弘前児童相談所及び八戸児童相談所という分類になっている。 しかし、実際には、中央児童相談所（青森市）においても支出があるため、正しい支出区分は、中央児童相談所、弘前児童相談所及び八戸児童相談所の３区分になる。事業実績等をまとめた資料は実際の支出区分に応じたものとして作成することが適切である。	事業実績をまとめた資料は、各児童相談所に照会の上、実際の支出区分に応じたものとして作成した。
こどもみらい課	里親支援機関事業	［専門里親認定研修における人数制限について］ 県では、平成23年12月に	平成23年12月に定めた、専門里親の認定研修受講者の推薦

		「専門里親継続研修について」の中で、他県の状況も確認した上で、専門里親の認定研修受講者の推薦は１名とする方針を定めている。 専門里親認定研修を受講しようとする者が複数いた場合でも、予算の範囲内で柔軟に対応することが合理的かつ合目的的であると考えられる。	は１名とするといった方針を見直し、平成28年度推薦分からは、複数名の希望があった場合でも必要に応じて対応していくこととし、希望者数を把握するための事前調査を実施した。
こどもみらい課	あおもり出会いサポート事業	［再委託の承諾書について］ 県は、業務委託契約書の規定に従い、再委託をする業務については、書面により承諾を行う必要がある。	平成27年度から、業務委託契約書の規定に基づき、再委託業務については事前に書面で承認している。
こどもみらい課	あおもり出会いサポート事業	［事業名の相違について］ 「あおもり出会いサポート事業」は、平成26年度から「あおもり出会い・結婚応援事業」として実施されている。しかし、平成26年度の委託契約書・仕様書における事業名の記載の一部が「あおもり出会いサポート事業」のままとなっており、整合していない。従って、委託契約書及び仕様書において、事業名を整合させる必要がある。	平成27年度より、委託契約書及び仕様書の事業名については、「あおもり出会い・結婚応援事業」として整合させた。
こどもみらい課	あおもり出会いサポート事業	［事業の成果について］ 人口減施策の中で、結婚促進対策を本県の事業として今後も継続的に推進していく以上は、成婚数を把握する手法を検討するとともに、先進自治体から情報収集するなどして、事業の有効性と費用対効果を高めていく必要があると考える。	平成27年度から、会員登録の際に、成婚数の把握の必要性について説明を加え、理解を求めたうえで登録するなど、成婚報告について徹底を図った。 また、今後の結婚支援事業の有効性と費用対効果を高めていくため、事業の受託者が先進的な取組を行っている他県の状況を視察した結果を、結婚支援事業について市町村や関係団体が意見交換を行う連絡協議会において報告し、各団体の結婚支援事業に活用していくこととした。
こどもみらい課	あおもり出会いサポート事業	［わくわくあおもり子育てプラン（事業編）における指標について］ 本事業は、急速に進行する少子化対策の一環として、結婚を希望する者の出会いと結婚を支援することを目的としている。従って、「成婚数」を指標とすることによって、プランに掲げている目標指標である「合計特殊出生率の増加」につながるものと考える。 成婚数を把握しきれないというのであれば、出会いの場としての「イベント参加者数」を代替指標とすべきであり、目標を達成するための手段にすぎない「イベント情報提供回数」や「広報誌配布数」を指標とすることは不適当であると考える。	平成26年度で終了した「わくわくあおもり子育てプラン」の後継となる新たな計画「のびのびあおもり子育てプラン」では、社会全体で結婚を応援する気運の醸成のための啓発活動、結婚支援推進のための関係機関のネットワーク形成を推進することとし、指標の設定はしないこととした。
こどもみらい課、総務学事課	認定こども園推進事業費補助金	［認定こども園推進事業費補助金の二重交付について］ 「認定こども園推進事業」、「私立幼稚園子育て支援等推進事業」の両事業を監査した結果、本事業の補助対象とされた人件費の一部は、事業の対象経費が重複していることが明らかとなったため、交付済みの補助金347万円の返還を要請すべきである。 県と市町村、県庁内の対象課の間で十二分に原因を更に究明し、このような法規等に準拠しない不適正事務を反省し、組織上、地方自治体間、事務手続き上において再発防止策を講じる必要がある。	補助金の二重交付が確認された１市に対して、「認定こども園推進事業費補助金」の過支給額347万円の返還を要請し、平成27年４月６日に全額が県に返還された。 今回、補助金の二重交付が生じたのは、関係課の間でそれぞれの事業の事前把握ができていなかったことに原因がある。 そのため、再発防止策として、今後は次年度予算編成時などの機会を捉えて、関係課間で保育所等に対する補助事業等の実施の有無に関する情報を共有し、補助対象が重なる事業の実施予定がある場合は、協議の上、事業の一本化を図るこ

			ととした。
こどもみらい課、総務学事課	認定こども園推進事業費補助金	［認定こども園の保育所の収支状況について］ ○学校法人の計算書類との数値の乖離 本補助金は幼保連携型認定こども園への移行促進を目的とした事業であるが、学校法人全体の財政的支援を目的とするものではなく、あくまでも保育福祉向上の観点から、保育所部分のマイナス収支の補てんを行うことで、経費負担の軽減化を図るのが狙いだと解される。 実績確認手続きにおいては、県は部門別計算の正確性に対する意識を強く持つ必要があると考える。「全体」を見なければ、個別部門の計算の適正性は確認できるはずはないのである。 県総務学事課は学校法人全体に対する監督責任を有していることから、補助金の適正執行の観点、監査通知事項の遵守の観点から、是正措置を講ずる必要も生じよう。 ○県内市町村事業との連携 県と市町村は今後、更に連携を深め、交付申請のあった市町村に対して事務的に交付するだけではなく、県の県土全般を対象とする指導的役割を担い、県民福祉の向上のために、このような基金事業を活用するメリットを各市町村に訴えることを期待したい。	各学校法人に対して、本包括外部監査において意見のあった不適切な会計処理の事例を示すとともに、その会計処理の一層の適正化が図られるよう注意喚起をした。 平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートし、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく必要があることから、各市町村に対して、国の交付金等を活用した事業の積極的な実施を働きかけていくこととしている。
こどもみらい課	保育所緊急整備事業	［実績確認と会計処理の整合性について］ 行政側では建物の完成実績を確認して25年度補助金として交付しているのに対して、社会福祉法人側では25年度では建物が完成した会計処理をしていないケースや、行政側では建物の完成実績を確認できていないが、社会福祉法人側では25年度中に建物が完成した会計処理をしているケースがあった。 会計処理と決算報告内容の適正性確保は、言うまでもなく、一義的には社会福祉法人側の責任の下で行うものであるが、行政側の事務処理にも遠因があると思われる。 より適時な事務処理を市町村が行い、県に速やかに実績報告を行い、県はなるべく速やかに内部の起案決裁処理を行って補助金の交付事務を行う必要があると考える。また、完成検査の時点や補助金の交付決定の時点で、例えば「本補助金は25年度分であり、貴法人においても25年度決算において適正に会計処理を行うよう希望する」旨の文書を通知することで、当該事案のような不整合性はかなり回避できるのではないだろうか。いずれにしても、県の会計処理と法人の会計処理に認識の相違があるこのような事案については、行政の指導監督権限の中で、法人の会計処理に関する改善事項となる可能性もあることから、県が行う社会福祉法人の指導監査上も留意することを希望する。	保育所緊急整備事業は平成26年度で終了したが、平成26年度分の補助金の確定通知書から決算年度を明記することとし、県と社会福祉法人において会計処理年度の整合性を図ることとしたほか、平成27年10月２日には、保育所を経営する社会福祉法人に対し、県補助金の交付年度と法人の会計年度の整合性をとるよう文書により指導した。
こどもみらい課	地域子育て支援事業	［各市町村の補助金申請に関する確認事務について］ 県は、各市町村から本事業の補助金申請の書類を入手しているが、その記載内容の検証を行っていない。 補助対象経費の確認のために、決算書の添付と備考欄での説明を求めているのであるから、記載内容を統一し、補助対象経費の根拠資料として、県でもチェックすべきである。また、平成26年度からは、県も３分の１を負担することになったことから、補助対象経費の範囲、支出内容、支出の	平成26年度の実績報告書等について、補助対象経費の範囲等の確認を実施し、誤った記載等のあったものについては指導のうえ必要な修正を行った。加えて市町村に対し、記載内容の統一等を図るよう、平成27年８月７日付けで文書により指導した。 なお、平成27年度からは、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業

		費用対効果についても、必要な説明を市町村に求めるべきである。	計画」によりニーズ量や提供体制の確保状況が把握できることとなったので、同事業計画に基づき、費用対効果を勘案しながら補助金を執行していくこととした。
こどもみらい課	地域子育て支援事業	［事業の目標設定値に対する取り組みについて］ 県は、目標値と実績値とで乖離のある市町村、あるいは事業実施に至っていない市町村に対して、一層の努力を促すと同時に、市町村の改善策を共に考えていくことが必要ではないだろうか。	平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度により、県内全市町村において「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域のニーズ調査をした結果に基づき提供体制を確保することとされ、各市町村の事業目標が設定された。 県は同計画に基づく達成度を評価し、次年度以降の予算や事業実施に反映させることとした。
こどもみらい課	地域子育て支援事業	［本事業の実施状況（費用対効果）の分析について］ 県は、本事業の実施状況とその効果に関して、評価検討を加えていないが、各市町村から実施報告は提出されていることから分析は可能であり、事業利用者の意見や感想といった数値に表れない定性情報も市町村と連携して把握すべきである。事業がどのように役立っているのかについての評価・分析は、市町村が行っている場合であっても、県は、全県的な視点で情報を収集し、事業を総括し、分析をするべきであると考える。ましてや、平成26年度からは、県の負担が３分の１発生するため、従来のような市町村任せの姿勢を改め、事業の有効性を検証することが期待される。	平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度により、市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」のなかで事業目標が設定され、目標に対する達成度を市町村自らが評価することとなった。県においても、目標の達成度を総合的に検証し、次年度以降の予算や事業実施に反映させることとした。
こどもみらい課	病児・病後児保育対策事業	［実績報告書等の確認について］ 実施事業の対象経費が正しいことを確認するための歳入歳出決算（見込）書抄本と提出書類との照合手続きが不十分であったり、誤った記載をしている市町村もあった。補助金精算書の誤った記載については、国への実績報告金額も誤ったことになる。いずれも補助金額には影響しなかったものの、補助金交付事務として実績報告書等が適正妥当なものであるかについて、県は十分な確認事務が必要である。	平成26年度の実績報告書等について、厳正な確認を実施し、誤った記載等のあったものについては指導のうえ必要な修正を行った。加えて市町村に対し、事業者からの実績報告の確認を適正に実施するよう、平成27年８月７日付けで文書により指導した。
こどもみらい課	病児・病後児保育対策事業	［事業目標の達成状況について］ わくわくプラン策定時（平成20年度）において、病児・病後児保育事業の実施市町村は５市町村であり、最終年度の平成26年度には13市町村を事業目標としていた。 当初計画になかった三沢市、鰺ヶ沢町が事業実施しているものの、10市町村の実施であり、目標達成には至っていない。 病児・病後児保育事業は、子育てと就労の両立を図る保護者の強力な味方であるが、比較的ニーズが高いと思われる病児保育については、医師や看護師の確保が難しいこと、病児の急変などのリスクが高いこと、病児保育の施設基準を満たすことが難しいこと、実施施設の費用面の負担もあり、設置が進んでいない現状がある。市町村レベルだけでは解決できない課題も多く、県としても事業実施の推進に向けて積極的役割を果たすことが望ましい。	平成27年度より、従来の市町村が病児・病後児保育実施施設へ補助等を行うことに対する補助事業に加え、県が直接実施施設へ補助を行う「病児・病後児保育促進支援事業」をモデル事業として実施している。当該モデル事業の実施に伴い、４市町の６施設において新たに病児・病後児保育が開始されたといった直接的な効果が得られたほか、モデル事業実施を通じて得られたノウハウ等を実施マニュアルとしてまとめることとしており、これを市町村へ提供することにより施設の普及促進を図ることとしている。
こどもみらい課	病児・病後児保育対策事業	［事業実施施設の収支状況の改善について］ 根本的な収支状況の改善には安定的な財政支援が必要と思われ、全国知事会からは国へ定額補助である基	平成27年度の国庫補助基準額は、全国知事会として要望した結果、基本単価が改善された。今後も市町村から継続的に

		本分（病児保育１か所あたり年額240万円、病後児保育１か所あたり200万円）の引き上げなどの要望が出されているが、県独自でも運営施設の収支状況等について市町村より継続的に情報を入手し、医師や看護師などの人材確保が難しい地方の実情に即した国への提案に取り組むことも必要と思われる。 　また、補助金の加算基準に関して、八戸市は平成26年度から事業実施自治体の裁量で利用者数を50人毎の加算基準にして、運営施設の負担軽減を図り、子育て支援の更なる充実を目指しており、この取組は他の事業実施市町村についても参考となろう。	情報を入手し、必要に応じて国へ要望していく。
こどもみらい課	延長保育促進事業	［実績報告書とその添付資料について］ 　県において、市町村から提出された実績報告書及びその添付資料を十分審査するようにすること、及び市町村に対し、実績報告書及びその添付資料作成に関する適切な指導を行うことが必要である。	平成26年度の実績報告書等について、厳正な確認を実施し、誤った記載等のあったものについては指導のうえ必要な修正を行った。加えて市町村に対し、補助金関係書類の適正化を図るよう、平成27年８月７日付けで文書により指導した。
こどもみらい課	休日保育事業	［実績報告書とその添付資料について］ 　県において、市町村から提出された実績報告書及びその添付資料を十分審査するようにすること、及び市町村に対し、実績報告書及びその添付資料作成に関する適切な指導を行うことが必要である。	平成26年度の実績報告書等について、厳正な確認を実施し、誤った記載等のあったものについては指導のうえ必要な修正を行った。加えて市町村に対し、補助金関係書類の適正化を図るよう、平成27年８月７日付けで文書により指導した。
こどもみらい課	放課後児童健全育成事業	［実績報告書の検証について］ 　実績報告書の記載に不自然な点がある場合や対象経費と決算書支出済額が異なる場合には、市町村に問い合わせを行い、必要に応じて実績報告書の再提出を求める、対象経費の検証として各放課後児童クラブの帳簿書類や領収書等の証憑書類も行うことが必要である。	各市町村から提出される実績報告における、各放課後児童クラブでの対象経費の実支出額や決算書類について、平成26年度の事業実績報告においては、必要な修正等を行い、内容が適正なものとなるよう市町村を指導した。
こどもみらい課	放課後児童健全育成事業	［年間平均登録児童数の検証について］ 　各放課後児童クラブの児童の出欠状況を確認できる書類を実績報告書の添付書類として追加し、年間平均登録児童数と毎日の児童の出欠人数が大幅に乖離する場合や、全く出席していない児童がいる場合等には、市町村担当者に対してヒアリングを実施する等、年間平均登録児童数の妥当性の検証方法について検討すべきである。	毎年実施している「放課後児童健全育成事業の実施状況に関する調査」の結果を基に、年間平均登録児童数の妥当性を確認していくこととした。
こどもみらい課	妊娠・出産・子育て情報機能強化事業	［事業効果の薄れた事業の継続について］ 　「パパ・ママ・ナビあおもり」の利用数・利用率とも低下している一方で、事業費（当初予算額）は平成22年度以降同額となっていることから、事業の効果は明らかに逓減している。 　本事業をこのままの形で継続することは、顧客満足度、費用対効果、提供手段の陳腐化から考えて、好ましくない。利用促進のための課題検討と具体的な改善施策を講じる必要がある。	利用促進に向けて課題を検討した結果更なる周知が必要と考えられたことから、市町村を通じて、全妊婦に対して妊娠届時にチラシを配付することとした。また、スマートフォンにも対応するよう改良を加えたほか、提供する情報についても、市町村事業の情報も含め新しいものとなるようにした。
こどもみらい課	長期療養児療育相談事業	［わくわくプランにおける本事業の位置づけについて］ 　わくわくプランの基本方針１の施策目標指標である乳児死亡率、合計特殊出生率、里親等委託率のいずれとも、直接的な関係が薄い。 　プランにおける本事業の位置づけはあいまいであり、そのような事業をプランに含めることはプラン全体の性格をあいまいにしてしまう恐れがある。本事業をあ	長期療養児療育相談事業は平成26年度で終了したが、同じく平成26年度で終了した「わくわくあおもり子育てプラン」の後継となる新たな計画「のびのびあおもり子育てプラン」において、施策の目標指標が前計画の３項目から18項目に増加し、当該事業に関

		えてプランに含める意味があるかどうか、検討が必要と考えられる。	係する指標が設定されたことから、終了した事業の後継事業である「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」を、新計画における目標達成のための事業として位置付けることとした。
こどもみらい課	不妊相談事業	［委託料の積算根拠について］ 委託先から報告された受入額と支出額の乖離について内容や理由を調査するか、あるいは改めて見積書を徴取することにより、委託料の積算を実態に応じて正確に行う必要がある。これにより、今後の委託費の積算において、少なくとも謝金の部分について減額できる可能性が高いと考える。	平成27年度における委託料の積算については、委託先に対して事業の実施見込みを確認したうえで、謝金については減額するなど、実態に応じた積算を行った。
こどもみらい課	特定不妊治療費助成事業	［事業の成果指標について］ 本事業の成果の指標は助成件数とされている。助成件数は平成22年度以降増加しているが、不妊治療の目的から見て、妊娠の成立を事業の指標とすべきと考えられる。 この点、所管課では、平成25年度以前については妊娠の有無を書類上把握できる仕組みになっていなかったので、医師から提出される受診等証明書の様式を見直し、平成26年度以降は妊娠の有無という欄を設けて、妊娠の成立を県として把握できるように改めている。平成26年度以降についてデータを蓄積し、事業の成果指標として役立てていくことが望まれる。	新様式の使用を医療機関へ再周知を図り、妊娠成立の把握を徹底した。また、今後の事業の成果指標とするため、件数をシステムに入力し蓄積するよう事務の取扱いを改めた。
こどもみらい課	ひとり親家庭等医療費補助事業	［市町村が実施している医療費の給付事務の確認について］ ひとり親家庭等医療費助成事業の実施主体は市町村であり、一義的には各市町村で資格証の交付状況や更新状況、台帳の整備状況、医療費の給付状況が適切なものか検討すべきといえる。しかし、県の補助金は県が定めた実施要領に基づいて行う事業に要する経費に対して交付するとなっている以上は、県が定めた実施要領に基づき市町村が事業を適切に実施しているかを定期的に確認することが必要である。	市町村へ現地調査を行い、例えば給付要件の確認状況など、給付事務が適切に実施されているか確認を行った。今後も定期的に現地調査を実施することとする。
こどもみらい課	乳幼児はつらつ育成事業費補助	［市町村が実施している医療費の給付事務の確認について］ 乳幼児はつらつ育成事業費補助の実施主体は市町村であり、一義的には各市町村で資格証の交付状況や更新状況、台帳の整備状況、医療費の給付状況が適切なものか検討すべきといえる。しかし、県の補助金は県が定めた実施要領に基づいて行う事業に要する経費に対して交付するとなっている以上は、県が定めた実施要領に基づき市町村が事業を適切に実施しているかを定期的に確認することが必要である。	市町村へ現地調査を行い、例えば給付要件の確認状況など、給付事務が適切に実施されているか確認を行った。今後も定期的に立入調査を実施することとする。
こどもみらい課	自立支援医療（育成医療）給付事業	［わくわくプランにおける本事業の位置づけについて］ わくわくプランの基本方針１の施策目標指標である乳児死亡率、合計特殊出生率、里親等委託率のいずれとも、直接的な関係が薄い。 プランにおける本事業の位置づけはあいまいであり、そのような事業をプランに含めることはプラン全体の性格をあいまいにしてしまう恐れがある。本事業をあえてプランに含める意味があるかどうか、検討が必要と考えられる。	平成26年度で終了した「わくわくあおもり子育てプラン」の後継となる新たな計画「のびのびあおもり子育てプラン」では、検討の結果、本事業を関連事業として掲載しないこととした。
こどもみらい課	ひとり親家庭等日常生活支援事業	［県の単価適用方法について］ 子育て支援と生活支援の区分や時間帯に関係なく一	事業の実施要綱を見直し、派遣時間が１時間未満の取扱いについて、30分未満

			人については既に事業を実施している者だった。要綱に従い、速やかに資格証明書を徴収して、要件を具備しているかを書面により確認する必要がある。 〇派遣手当の源泉徴収税額について 　家庭生活支援員への派遣手当は、支援事業終了の都度支払われているが、派遣手当から差引かれる源泉所得税額を月ごと等に支払う給与に適用する源泉徴収税額表（月額表）乙欄で算定していた。税務的に正しい方法は、源泉徴収税額表（日額表）乙欄の適用であるので、今後は適正な源泉徴収税額を適用して算定し、派遣手当から差し引いて支払う必要がある。	
こどもみらい課	ひとり親家庭等日常生活支援事業	［潜在的利用者へのＰＲについて］ 　本事業は、市町村の広報誌、委託先である県母連のホームページ、母子家庭等対象のちらしに掲載するなどして周知しているが、利用人数が増加していないのを見ると、有効なＰＲができていないことが実施上の課題であると思われる。県母連で行う各種イベントでも積極的に告知するなどし、多くの潜在的な利用者に認知してもらうための工夫が必要である。	各市町村に依頼して、当該事業を含むひとり親家庭が活用できる支援策をまとめたパンフレットを、ひとり親家庭等医療費助成の受給資格証切替えのために市町村の窓口に訪れる対象者へ配布した。また、県母連が実施した親子ふれあい講習会や生活支援懇話会といったイベントの際に、事業の説明を行い周知を図った。	
こどもみらい課	母子家庭自立支援給付金事業	［利用促進策の検討について］ 　本事業は、国の定めた実施要綱に沿って実施しており、県としての独自色が見られない。実際の利用者との相談や事務手続きは、各地域県民局（福祉事務所）において、母子自立支援員が対応しているが、こどもみらい課でも、現場からの情報を吸い上げて、現状の制度の問題点や改善策を検討すべきと思われる。	母子自立支援員連絡会議において、現状の制度の問題点等に関する支援員からの提案や、利用者の声の情報提供を求めたところ、特に提案等がなかったものだが、今後も機会を捉えて確認していくこととした。また、現行制度の周知活動は引き続き行うこととし、市町村の戸籍担	

		律の単価740円を適用する県の単価適用方法によれば、国の補助金額を上回る場合があり得ることになる。また、支援員に支払う時間数の集計は、１時間未満の15分や30分といった端数が生じた場合、すべて切り上げして１時間として計算して派遣手当の支払いを行っている。このような取扱いにより、国への基準額を上回るケースは、一律740円の低い単価を採用している青森県ではないとは思うが、場合によっては上回る状況も想定される。国とは異なる適用単価、慣例的に行われているこのような時間数集計については、再検討の上で、取扱要領等を定め、適正な運用を図る必要がある。	を切捨て、30分以上は切り上げて１時間とすることとしたほか、宿泊を伴う派遣の場合は国の定める基準により算定することとした。	
こどもみらい課	ひとり親家庭等日常生活支援事業	［委託事業者に対する指導監督について］ 　委託先の県母連において実地監査を行った結果、本事業に関連して、下記の問題点が認められた。県は委託者の事業内容について監督する立場にあることから、今後の事務において改善を図るよう、指導することが必要である。 〇資格確認について 　青森県母子家庭・寡婦及び父子家庭介護人派遣事業実施要綱によれば、介護人（家庭生活支援員）の選定及び登録について、訪問介護員（ホームヘルパー）３級以上の資格を有する者を選定し、母子・寡婦・父子家庭介護人（家庭生活支援員）名簿に登録し、内容に変更があった場合は速やかに登録内容の変更を行うこととしている。この名簿を確認したところ、ヘルパー資格取得の証明書を徴収していない者が３人いた。そのうち２人は、まだ事業を行っていないが、残りの１	県母連に対し、今後の資格確認について改善を図るよう指導した。なお、ヘルパー資格取得の証明書を徴収していなかった者への資格確認については、確認の対象者が家庭生活支援員名簿への登録の継続を希望しないとのことだったので、登録者名簿から削除することとした。 　また、家庭生活支援員への派遣手当の源泉徴収税額については、県母連が青森税務署に確認した結果、源泉徴収税額表（月額表）乙欄で算定するようにとの指示であったことから、確認結果に基づいた算定を行っている。なお、県母連の確認結果については、県においても平成27年10月１日に青森税務署へ確認している。	

		本事業は、日本全国の都道府県で実施されているが、例えば、自立支援教育訓練給付費補助事業においては、東京のような都市部と本県の郡部とでは、状況がかなり異なるのだから、交通費支援や通信講座の利用促進など、独自の対策を検討しても良いと思われる。	当窓口等で重点的にリーフレットの配付を行った。
こどもみらい課	母子家庭等就業・自立支援センター事業	［県母連の人件費負担について］ 県母連は、僅かではあるが、本事業以外の公益事業も行っているにもかかわらず、県母連からの精算資料の金額には、県母連の人件費の全額が、本事業の精算額として計上されている。 事業費に係る人件費のうち、管理費部分を除くとか、合理的な基準に基づき事業区分別に按分計算して、本委託事業の対象とするべきである。	本事業以外の人件費と区分するため、事業区分別に案分計算することとし、変更後の基準により変更契約を行った。
こどもみらい課	母子家庭等就業・自立支援センター事業	［精算資料等の確認、事業内容の評価について］ 県母連からの精算資料は正確な内容であると推定し、その内容の確認事務を行わずに委託料を支払っている。また、実施した事業の報告を受けるのみで、実施事業による効果の評価も行っていない。 県母連は事業の企画・実施の能力もあり、県と関係の深い公益財団法人である。３年に１度程度、県の指導監査も受けているとは言え、事業の経済性及び有効性を更に高めるために、また、会計の真実性と正確性を確認するため、事業委託者として、報告内容の実態把握、最低限の原始証憑の確認、及び事業内容の検証と評価を行うべきと考える。	平成26年度の事業費精算に当たり、現地確認し事業実施状況及び支払関係の原始証憑の内容確認を実施した。
こどもみらい課	母子自立支援プログラム策定事業	［事業の対象者に対する案内の送付について］ 母子自立支援策定プログラムについては、各県民局において作成した事業の案内に関するリーフレットを、事業の対象者に対して、送付することにより周知を図ってきた。しかし、平成25年度は、東青地域県民局以外の県民局に併置される福祉事務所において、当該県民局管内における児童扶養手当受給対象者を把握することが困難になり、このリーフレットを送付することができなくなってしまった。 この結果、平成24年度から平成25年度にかけて、相談受付者数が大幅に減少しており、東青地域県民局以外の県民局管内において、潜在的な助言・指導のニーズが存在したことは否定できない。 事業の有効性を確保するため、適切な情報の共有と事務分担の決定が望まれる。	リーフレットを各市町村の福祉関係窓口に加えて、戸籍担当窓口でも配付するなど、環境の変化に伴って新たに制度の対象世帯となる方々に情報が届くよう対応した。
こどもみらい課	ひとり親家庭等在宅就業支援事業	［委託先の事業実施状況の監督体制について］ ３億円もの巨費を投入した県事業であることからは、委託先の決算内容については、県としても十分な検査確認を行うことが必要と考えるが、時間的制約などの理由から難しいのが実情である。であるならば、改善策として、県が設置した評価委員会に決算報告書の分析・評価機能を持たせ、委託先に対して、改善提案内容に関する指導性を強化することを提案する。 国の評価委員会が費用対効果の視点に立って本事業の見直しを求めたのと同様に、県の評価委員会も本事業の実態を深く知り得る立場にある訳であり、委託先を指導監督することができれば、県の委託先管理責任を十分に果たすことに寄与することになる。	ひとり親家庭等在宅就業支援事業は平成26年度で終了したが、類似の事業の実施に当たっては、契約段階において、事業実施状況の確認を実施する旨を説明するとともに、定期的に現地での確認を実施していくこととした。
こどもみら	ひとり親家庭	［著作権及び物品等の帰属	ひとり親家庭等在

		本事業については軌道修正が求められている。その方向性を決定するにあたっては、基本理念として、国の基金事業だけに捕らわれることなく、本県のひとり親家庭等に関する特有の課題を解決するための有効な施策・事業でなければならない。 ３億円を投入して在宅ワークに就業可能な100人の人間を今後の施策にどのように生かしていくか、という本事業の「成果の回収」、あるいは、応募したが参加できなかった600人の就業支援の必要はないのか、という「福祉の公平」、国と同様の「費用対効果」の視点に立って、具体的で様々な課題を県は認識する必要があるし、本事業の有効性を自己評価しなければならない。	が、当該事業の評価委員会を平成27年４月及び９月に開催して、事業の達成度の評価及び類似の事業の実施の際に踏まえるべき課題について提言を受けたところであり、その内容を今後同様の事業を実施する際に生かしていくこととした。
こどもみらい課	ママとパパの健やか生活習慣サポート事業	［事業実績の第三者的評価について］ 妊婦の夫等に対する禁煙補助事業については、事業予算の設計上は平成24年度500人、同25年度750人を見込んでいたが、実績は24年度57人82件、25年度127人166件と低調な結果となった。県予算の特別枠での重点事業であったことを踏まえて少し踏み込むと、より費用対効果の視点を持ち、事業計画の達成を目標にした更なる努力が県にも必要だったと考える。 本事業はわくわくプラン事業ではないためなのか、事業の施策評価及び数値目標に対する実績値が公表されていない。期間限定の重点事業であることからしても、県は施策事業評価を県民に対して公表し、その成果及び改善点を明らかにする必要があると考える。	ママとパパの健やか生活習慣サポート事業は平成25年度で終了したが、今後の妊婦に対する禁煙施策を展開していくに当たっては、禁煙治療についての経済的支援があるにもかかわらず、事業に協力していただける県民が少なかったという県民の禁煙意識を踏まえていくこととし、また、事業結果については、今後妊婦の禁煙について啓発していく中で、事業結果を紹介するなど活用していくこととした。
こどもみらい課	ママとパパの	［アンケート結果の集計状	ママとパパの健や

い課	等在宅就業支援事業	について］ 委託先との業務委託契約書第12条には、「委託業務により製作された資料等に係る著作権及び購入した物品等の所有権は、全て委託者に帰属するものとする。」と規定されているため、本事業で委託者が設置・使用したパソコンや回線等の物品、制作したコンテンツ、ＳＮＳ構築費用、管理システム、ホームページ等は、事業終了後も県の所有物となる。事業終了後の利活用については、金額的重要性、著作権の質的重要性を勘案し、本県における事業の方向性に合わせて、有効に活用できるような対応策が必要不可欠である。また、使用したパソコン等については、委託先の共同運営会社が自己資金で購入し、在宅ワーク支援センターにリース（賃貸）する取引形態になっているため、所有権は民間企業にあることになる。この点に関しては、契約書12条の内容が想定している取引形態（購入）と異なる形で予算上の積算が行われていることから、事業終了後は民間企業から物品の寄贈を受ける手続きになるものと考える。また、県の財産となるこれらのパソコンについて、損害保険が付保されておらず、財産管理上の点で、必要な費用は予算措置する必要があったと考える。県の財産を委託先が使用貸借している取引形態であるのが経済実態であり、そもそも、予算積算上で想定したリース契約を委託先に必須とすることそのものが、実態と解離しており、妥当ではなかったように考える。	宅就業支援事業は平成26年度で終了したが、類似の事業の実施に当たっては、物品等の取扱いについて実態に沿った事業内容及び契約内容で実施することとし、契約前にも事業者に確認を行うこととした。
こどもみらい課	ひとり親家庭等在宅就業支援事業	［本県における本事業の必要性と今後の方向性について］	ひとり親家庭等在宅就業支援事業は平成26年度で終了した

い課	健やか生活習慣サポート事業	況について］ 　出産後のアンケートについては、出産に至らなかった方もいたために薬剤師会側で実施を躊躇していた経緯があるとのことである。しかしながら、委託契約書上の禁煙補助剤対象者の要件には、「アンケートに回答できる人」と明記されているため、禁煙補助剤の補助要件として、アンケートへの回答は必須のものと考えられる。数値の整合性を確保し、契約条項に沿った事業の実施を行うよう、県は委託先に対する指導助言が必要と考える。	か生活習慣サポート事業は平成25年度で終了したが、今後同様の事業を実施する場合は、委託先に対する指導助言を徹底し、アンケートの回収率を上げて数値の整合性を確保することとした。
こどもみらい課	ママとパパの健やか生活習慣サポート事業	［委託費の概算払いの方法について］ 　県は、平成25年４月に委託契約額3,712千円の全額を概算払いしたが、平成26年４月25日付けの事業完了報告書の提出を受けて、平成26年５月16日に事業実績を超える額2,791千円の返還を受けた。 　イベント事業の開催時期は８月から11月にかけて行われていること、禁煙支援事業の薬剤購入は、一般の調剤薬局が自己資金で行い、後日、県薬剤師会が調剤薬局に振り込む取引になっていることから、必ずしも年度当初の全額概算払いが必要不可欠だとは思われない。委託先の運転資金の補填と見做されないよう、事業の進捗状況を見極めながら、中間払いで概算払いした方が、同じ２回の事務執行であったとしても、県費の節約につながると考える。	ママとパパの健やか生活習慣サポート事業は平成25年度で終了したが、今後同様の事業を実施する場合は、業務実施スケジュールに合った適切な支払方法とする契約内容とし、県費の節約を図ることとした。
医療薬務課	小児救急医療支援実施事業運営費補助	［実績報告書の検証について］ 　実績報告という行為の基礎には、事業実績値を記載することを求めるのが交付主体の立場であると考えられることから、決算見込額と実績額に差額が発生した場合には、提出書類の訂正を行うよう、指導する必要がある。	平成26年度補助事業の実績報告時に、補助対象者に対して提出書類の訂正を依頼し、事業実績値を記載した歳入歳出決算（見込）書抄本を提出させた。今後も、実績報告にあたっては実際の決算を見据えた実績報告書となるよう指導していく。
医療薬務課	小児救急医療対策協議会開催費補助	［協議会の運営について］ 　平成23年度から平成25年度までの当初予算額と決算額の推移をみると、当初予算額と決算額との間で大幅な乖離が継続的に生じている。平成25年度は、予算要求の時点では平成25年10月に県協議会の開催を予定していたが、各委員の日程が合わずに開催が見送られ、津軽地域協議会が１回開催されたのみであった。 　協議会の適切な運営のためにも、日程調整の仕方を工夫し、また、協議会の１回あたり開催費が大きく変動する要因は少ないと考えられるため、予算の精度を高めるように努めるべきである。	既に平成26年度において、小児医療対策協議会及び津軽地域小児救急医療運営協議会の開催に係る日程調整に際して、参加しやすい設定となるよう事前に委員の意見を聴取した上で開催しており、予算内容に即した執行内容となった。協議会の開催にあたっては、今後とも、委員の参加率を高めていく。
医療薬務課	小児救急電話相談事業費	［継続的な事業の検証について］ 　更なる効果的、効率的な事業の執行のためにも、東北地方に限らず、継続的に他県の事業の実施状況を把握し、比較検討し、分析することが必要である。	平成25年度における他県の小児救急電話相談事業の実施状況（実施主体、相談件数等）を平成26年10月に把握し、青森県の状況と比較検討し、分析した。今後も、継続的に他県の事業の実施状況を把握し、比較検討し、分析するよう努める。
医療薬務課	人工透析・産科医療機関機能確保設備整備費補助	［補助基準額について］ 　平成24年度の交付要綱によると、補助基準額は、人工透析医療機関については10,000千円、産科医療機関については5,000千円と定められているが、医療機関の種類によって差を設けることに関して合理性があるかどうか確認できなかった。 　本事業は平成25年度で終了とのことだが、設備の整備に係る費用に補助金を交	人工透析・産科医療機関機能確保設備整備事業は平成25年度で終了しているが、今後、設備の整備に係る費用に補助金を交付する際の交付要綱策定時には、補助目的が効果的に達成されるよう、多角的な観点から補助金の基準額を設定することとした。

		付する際の交付要綱策定時には、多角的な観点から補助金の基準額を設定することが望ましいと考えられる。	
医療薬務課	地域周産期母子医療センター運営費補助	［補助対象経費の確認事務について］ 青森市民病院及び八戸市民病院からの精算額明細書には、研究研修費として、それぞれ438千円、2,528千円が記載され、その精算明細書に基づき補助金が交付決定されていたため、これらが、本事業の補助対象経費になるのかを確認したところ、県としては、対象経費の詳細な内容に関する部分までは、確認をしていないことから、すぐに回答は得られなかった。 結果的に、従来から、研究研修費には、学会等への参加費や旅費、書籍等の購入費が計上されているものとして、これを事業経費に含め、補助金を交付しており、国への補助申請においても、国から特に指摘を受けていないので、問題としていないとの回答があったが、そのような確認作業は、補助金交付額の確定の際に確認しておくべきことである。国庫補助金の事務を行う県としては、最低限、各病院にその支出内容を確認し、補助金交付要綱上の補助対象経費であることを確認する必要があると考える。	平成26年度事業の実績報告時に、各病院の支出内容を点検し、補助金交付要綱上の補助対象経費であることを確認した。 今後とも、事業の実施にあたっては、各事業の目的を明確にしつつ、補助金交付額の確定時に内容を点検することにより、事業の適正な執行に努める。
医療薬務課、病院局	周産期医療システム運営事業費	［県における実績値の把握について］ 医療薬務課では、県立中央病院に対する負担金に関連する事業で、事業の内訳項目に対応して決算額が把握されていない。また、中央病院からの報告も受けていない。中央病院でも、負担金とそれに対応する決算額の比較が行われていなかった。 事業全体として予算と決算の比較分析を行っていないと、事業内容の改廃を意思決定するための情報不足に陥るおそれがある。さらに、中央病院全体の経営状態を分析する際にも、個々の事業における予算決算比較がないことは問題ではないだろうか。 以上より、中央病院における予算決算の比較分析、及び、医療薬務課において中央病院に対し予算と決算の報告を求めること、さらに、将来の予算策定に生かすことが必要である。	中央病院においては、医療薬務課に対して、平成26年度から、事業計画の他に決算額についての報告を行うこととしたほか、次年度以降の予算策定に生かすため、予算決算の比較分析を行った。 医療薬務課では、平成26年度事業について中央病院から実績報告を受け、平成28年度予算に反映させることとした。
医療薬務課、病院局	総合周産期母子医療センタードクターカー整備運営事業費	［県における実績額の把握について］ 医療薬務課では、ドクターカーの出動回数は把握しているが、事業全体の決算額については、中央病院からの報告を受けておらず、把握もされていなかった。また、中央病院でも、予算と決算の比較が行われていなかった。 中央病院における予算決算の比較分析、及び、医療薬務課において中央病院に対し予算と決算の報告を求めること、さらに、将来の予算策定に生かすことが必要である。	中央病院においては、医療薬務課に対して、平成26年度から、事業計画の他に決算額についての報告を行うこととしたほか、次年度以降の予算策定に生かすため、予算決算の比較分析を行った。 医療薬務課では、平成26年度事業について中央病院から実績報告を受け、平成28年度予算に反映させることとした。
医療薬務課	産科医確保支援事業	［国への事業実績報告の誤りについて］ 国への医療提供体制推進事業費補助金の事業実績報告に関して、中央病院の分娩件数については実績件数を県として確認することなく、平成22年度と平成24年度は予算上の分娩件数を報告していた。 中央病院以外の医療機関については、青森県産科医確保支援事業費補助金交付要綱に基づき補助金交付がなされ、産科医確保手当の支給実績も月日別に報告することになっている一方で、中央病院に関しては、県の	平成26年度事業の実績値については、中央病院に報告を依頼し、平成27年5月に提出された内容を確認の上、国に正確な分娩件数を報告した。 平成27年度は、産科医確保支援事業開始時に適時に事業計画書及び実績値を報告するよう通知した。 また、他の医療機関についても、提出された書類に不足があった場合は速やかに差し替えを依頼す

		補助金交付要綱に基づかず「負担金」として支出しているため、支給実績等の情報を担当者が入手せずに、国への実績報告を行っていたことが原因となっている。 　更には、他の医療機関についても、月日別の支給実績件数と人別の支給実績件数が一致しないものがあった。また、県の補助金交付要綱では、実績報告書に添付する補助事業に係る歳入歳出決算見込書の抄本には、補助事業の決算見込額を備考欄等に記入することになっているが、その記入がないものがあり、本事業の補助金額が決算会計処理されているか確認できないものもあった。 　今後は、補助金額の誤りが発生しないことを目的として、県は中央病院の実績情報を確実に入手し、また、他の医療機関についても、提出された書類の確認手続を適正に行う必要がある。	る等、確認手続を適正に行うこととした。
医療薬務課	産科医確保支援事業	［県補助金交付要綱に係る補足資料について］ 　平成25年度青森県産科医確保支援事業費補助金交付要綱には、補足資料があり、『基本的に平成25年７月25日付で依頼した「平成25年度産科医確保支援事業・所要額調査票」で御回答いただいた件数が上限であり、また交付申請書に記入する際も上限額となります。（国の内示額が確定しているため）』との記載がある。 　県では、補足資料の扱いについて、申請の総額が国の内示額を上回った際は、所要額見込調査の件数を上限とする場合もあり得るということを、各医療機関に予め周知するためであり、国の内示額内に収まった場合は、申請額どおりに交付決定を行うこととしているとの説明であった。	青森県産科医確保支援事業は、平成26年度より医療提供体制推進事業費補助金から地域医療介護総合確保基金に移行しており、国の内示額により上限額が設定されることがなくなったことから、上限額に係る記載は削除した。
		そのような趣旨であれば、補足文書通りに申請額を提出している医療機関も実際にあることから、公平性を確保するため、また、誤解を招かぬために、補足文書の記載も「上限額となります」ではなく、「上限額とする場合もありえます」という表現にすべきである。	
医療薬務課	産科医確保支援事業	［県内の分娩件数の把握について］ 　県内には、平成24年度では出産可能な医療機関が34件あった。そのうち21件が本事業の補助金申請を行っている。平成24年度の国への実績報告において、産科医等確保支援事業・所要額調書（分娩手当）の県内医療機関の分娩取扱実績件数を記載する欄には、本補助金の申請がない医療機関については、見込分娩件数が記載されている。 　産科医確保を喫緊の政策課題として掲げる県として、医療機関別の分娩件数等の正確な情報を入手しておくことは、出産場所の現状把握、早期の対策を立てること、重要施策の実現のために有用であると考える。	平成26年度から、産科医確保支援事業費補助金の申請の有無にかかわらず、予算要求前に県内各分娩取扱機関に照会して分娩件数を把握し、施策の立案に活用している。
医療薬務課、病院局	新生児医療担当医確保支援事業	［負担金と補助金の公平性について］ 　八戸市民病院に対する補助金は、県の定めた交付要綱に従って交付されており、計算式も同交付要綱に依拠している。 　一方、中央病院に対する負担金については、決算額の算定において、当初予算におけるNICU年間利用人数が用いられている。 　同じ事業を実施しているにも関わらず、決算額の算定方法が異なっているのは、補助対象事業者間の公平性の観点から問題があると思われる。また、中央病院の経営状態を分析する上でも、	平成26年度事業から、病院局負担金の決算額の算定にあたっては、補助金交付要綱に準じ、実績報告に基づく実績値を用いることとした。

		他の事業者と比較可能性等が担保されず、問題があるのではないだろうか。 以上より、負担金の算定も、県の定めた補助金の交付要綱と同様の算定方法に従って行われるのが妥当であると思われる。	
医療薬務課	NICUの増床・機能強化	［医療機器の計画的な整備の必要性について］ 実際に医療機器を使用する医療現場の状況に応じて、計画外の機器が必要になることもあると思われるので、予算要求で計画した機器以外を整備してはならないとは考えていない。しかし、平成25年度に実際に整備した機器をみると、１千万円以上の機器（平成25年度予算要求は３機器）は整備されていない。 このような状況から、整備すべき機器の必要性や優先性について十分に検討することなく、とりあえず金額の大きな医療機器で予算の枠を確保しているものと判断される。医療機器を整備するにあたっては、計画的に行うべきである。	NICUの増床・機能強化事業は平成25年度で終了した。 計画的に医療機器の整備を進めていくため、今後、NICU等の医療機器整備事業の実施にあたっては、予算要求時に中央病院に事業実施計画書を提出させるなどにより、整備すべき機器の必要性や優先性について十分に検討し、金額の妥当性を確保することとした。
医療薬務課、病院局	総合周産期母子医療センタードクターヘリ機器整備	［購入備品の管理について］ 本事業は、総合周産期センター整備事業の一環として、ドクターヘリを使用する際に用いる患者搬送用のストレッチャーとトランスポーターを購入したものである。 ２つの備品は、総合周産期センター整備事業として購入された備品であり、通常は総合周産期センターが所管するはずである。しかし、現状では庁用備品として分類し、経営企画室の所管となっている。 実際に備品を使う部署が管理するという原則に照らし、当該備品を総合周産期センターの所管として一貫した管理を行うべきである。	経営企画室の所管としていた総合周産期母子医療センター整備事業で購入した患者搬送用のストレッチャーとトランスポーターについて、平成27年４月１日より総合周産期センターの所管として一貫した管理を行うこととした。（備品シールを貼って病院（NICU）の備品として管理）
医療薬務課	周産期、障害児医療情報共有システム構築・運営事業	［システム導入の計画性と有効性の検証について］ 大規模システムの導入の場合は、多くの情報を共有できることによって、医療上最も有効性の高く、入力の省力化による効率性の高いシステムになることから、当初導入が検討された県内の主要な医療機関のネットワーク化を図ることが最も望ましい姿だと考えられる。その実現に向けて、時間的な制約や予算上の障害を克服して、場当たり的な対応ではなく、できるだけ計画的に行うべきである。 更には、県は、新たに必要とする施設がないか、導入する際の利用面、費用面等のハードルは何か、システムの導入施設から改善点や注意点などの意見を集約して効果を高める役割を担っていく必要がある。	周産期、障害児医療情報共有システム構築・運営事業は平成25年度で終了した。 今後、類似の事業の実施に当たっては、導入検討段階において、事業実施状況の確認を実施する旨を説明するとともに、定期的にシステム導入予定施設に対し確認していくこととした。
医療薬務課、病院局	周産期、障害児医療情報共有システム構築・運営事業	［随意契約の手続と検証について］ 本システムの導入手続きは、随意契約により行われている。随意契約による理由は、中央病院が従来から導入しているシステムに機能追加するものであり、システム構築した同社にしかできないものだというが、理由として非常に抽象的である。 随意契約となる理由は個別的な事案であることから、契約に関する規則に基づいた随意契約であることを証明するために、より具体的で明確な理由を明記しておく必要がある。 また、本件については、青森県財務規則第百四十八条のどの項目にも合致するとは考えられない。たとえ導入するシステムが決まっていても、複数の見積書の徴取を怠るべきではなかったと考える。	周産期、障害児医療情報共有システム構築・運営事業は平成25年度で終了した。 なお、今回のシステム改修を含むシステム構築業務は、契約者以外にはできる者がいないため、複数の見積書を徴することができなかったものである。 今後、随意契約による場合には、予算執行伺において随意契約となる具体的で明確な理由を明記することとした。今後とも、財務規則に従い適正な事務処理を進めることとしている。

医療薬務課	総合周産期母子医療センターに対する研究委託	［研究委託費の予算額との差異について］ 当初予算額と決算額を比較すると研究テーマによっては、金額が大きく異なっているものが見受けられる。また、平成25年10月に変更された後の変更後予算額と決算額を比較した場合でも、その金額が大きく異なる研究テーマがある。確かに、研究内容によっては当初想定していない事態が起こり、余計な支出が発生する場合も考えられる。しかし、平成25年度の予算変更は平成25年10月に行っており、本事業による委託研究は、平成22年度から始まった４年間の最後の半年間に差し掛かった状況である。この時点で研究に不測の事態が発生することは考えにくい。 このような状況から推察すると、結果として予算額自体は何ら意味のあるものではなく、それはすなわち、何が本当に必要なのかまとまっていない段階で予算執行しているのが実態であると判断せざるを得ない。 研究委託においては、研究目的を具体化し、そのために何が必要なのかを明確にしてから、適当な受託者を選定し、事務手続上のルールを示して従わせるようにしなければ、本来の目的は果たせないことに留意すべきである。	総合周産期母子医療センターに対する研究委託事業は平成25年度で終了した。 今後、研究委託業務を実施することがあった場合には、研究目的の具体化、事業実施方法、事業の進捗管理に留意することとした。
医療薬務課	総合周産期母子医療センターに対する研究委託	［青森県周産期医療研究協議会の事務について］ 協議会の事務局は医療薬務課に設置され、分室が中央病院に設置されている。しかし、このような事務局の設置の仕方では、本事業の委託費を支払う部署と受け取る部署が実質的に同じになってしまい、金銭の管理上問題である。 協議会は本来、県とは別	総合周産期母子医療センターに対する研究委託事業は平成25年度で終了した。 なお、事業実施のために設立された周産期医療研究協議会が、経理事務を行うことはなく、また、協議会の経理事務は、事務局分室（中央病院）が起案し、事務
医療薬務課	総合周産期母子医療センターに対する研究委託	［基金事業終了直前の委託研究費について］ 委託期間の年度の末日には、研究の成果物が出来上がっているはずであり、同日付にて物品等を購入してもそれらを研究に供することはできないのは自明である。 本事業の場合、「青森県における周期医療の特徴・改善策等に関する各種調査研究を行うことにより、周産期医療の一層の充実強化を図ること」であったはずであるが、このような状況では、本当に有意義な研究が行われているのか甚だ疑問である。 県は、そのような疑念を持たれないよう事務手続にも留意し、受託者（この場合は医師）にもわかりやすいように事務のルールを示さなければならない。今回のような研究委託の場合は、例えば、最終年度、あるいは最終年度の最後の半年間には備品等の購入はできないようにするといったルールを最初から決めておき、受託者に示しておくことも一案である。	総合周産期母子医療センターに対する研究委託事業は平成25年度で終了した。 今後、研究委託業務を実施することがあった場合には、受託者に予め詳細な事業実施計画等の作成を依頼し、事業実施計画と実績が大幅に乖離することのないよう受託者に指導することとした。
医療薬務課	総合周産期母子医療センターに対する研究委託	［購入備品等の予定価格について］ 周産期医療研究協議会における物品の購入にかかる契約行為には全く競争原理が働いていないと言わざるを得ない。 周産期医療研究協議会のような県庁内の任意団体における事務においても、その財源は公費であり、同協議会には価格低減努力が求められるものである。県庁内の任意団体については、その存続期間が限定的であっても、県はその事務を適正に行うべく努める必要がある。	総合周産期母子医療センターに対する研究委託事業は平成25年度で終了した。 今後、事業実施のために設立された周産期医療研究協議会が、物品の購入に係る契約行為を行うことはないが、今後、任意団体が契約行為を行う場合には、県の規則等を参考に、その事務を適正に行うよう努めることとした。

		の任意団体である。たとえ、事務局としての運用規則が定められており、同一人物が全ての事務を行わないようルール化されていても、県における通常の事務のようにはならない可能性がある。そこで、組織上の内部統制の構築と適正な運用の視点に立って、実行者と監視者を分けた適切な管理のもとで事務を行うことが必要である。	局（県医療薬務課）が審査し支払うというように内部での牽制機能が働いていたものである。 今後とも、研究委託業務を実施することがあった場合には、組織上の内部統制の構築と適正な運用の視点に立って、実行者と監視者を分けた適切な管理のもとで事務を行うこととした。
医療薬務課	県南地域産科医療体制強化推進事業	［補助対象経費の確認事務について］ 本事業の委託業務について、県は、八戸市民病院から、最終的な委託先である東北大学が作成した「実施報告書」「精算書」を入手しているが、そこには経費の明細の記載もなく、医療薬務課では、その内容の確認事務が不十分であった。本事業の委託先での支出の目的適合性は、検証しにくいものであり、県は、今後、本事業の補助対象経費の内容の妥当性を確認すべきと考える。	平成26年度補助事業費確定時に、東北大学が作成した「実施報告書」「精算書」の他、精算書の経費明細を入手し、内容の確認事務を行った。平成27年度補助事業については、補助対象経費の内容の妥当性を確認できるよう、補助金交付要綱において実績報告時に経費明細を記載するよう明記した。
医療薬務課	総合周産期待機宿泊施設整備事業	［補助対象の民間事業者に対する資金援助について］ 以下の点で、県の今後の資金援助に一定の限度と事務処理の改善を求めるものである。 ①補助率の変更 本事業の平成24年度における補助率は２分の１であり、平成25年度には補助率が上がっている（３分の２）。補助率を上げた理由は、事業者の想定より収支が悪化したことに伴う資金援助のためである。 補助事業とはいえ、一事業者の行う事業に対し安易に追加的な資金援助を行うのは限定的であるべきである。基本的には、事業者の経営努力により収支を改善すべきと考える。このような安易に追加的な資金援助を行うことは、県民負担の増加を容認し、事業者の経営努力のインセンティブを阻害する要因にもなる。 ②補助金交付要綱の同一年度内の改正 当初交付要綱は、25年度末に近い平成26年３月に改正された。改正理由は、「平成26年度から待機宿泊施設の本運用に移行するにあたり、試行的運用期間における累積資金収支不足額を解消するための補助を行って、施設の経営基盤の安定化を図るものである。」とされている。累積資金収支不足額の補填目的で交付要綱を改正し、資金援助を行う場合は、その事案が真に緊急を要するものに限定されるべきである。 ③募集要項の内容を上回る財政支援 選定後に補助率を上げること、基盤整備分の補助を行うことは、募集時の条件には示されていない。事業者選定後に補助要件を変更することは、公平性の観点から不合理である。 ④短縮耐用年数による減価償却費に対する財政支援 改正交付要綱に「減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、取り壊してはならない」とされていること等を勘案すると、５年を経済的耐用年数とすることは適切ではなく、法定耐用年数を採用することが適当である。 ⑤その他 補助対象経費の明確化、利息返済額の補助、精算書の収入計上漏れについて、それぞれ改善を求めるものである。	総合周産期待機宿泊施設整備事業は平成26年度で終了した。 今後、類似の事業を実施する場合には、事業計画段階からの収支計画の精査、進行管理、補助対象経費の明確化等により、補助金の適正執行に努めることとした。 なお、計画段階で予期し得なかった事案が発生した場合においては、事業者と運営に係る協議を行っていくこととした。
医療薬務課	総合周産期待	［事業者の事業報告書等と	平成26年度補助事

	機宿泊施設整備事業	の整合性確認について］ 事業完了実績報告書に添付される補助金所要額精算書及び精算額明細書の記載誤りは、事業者の活動計算書との整合性を確認すれば、容易に発見できるものだと考える。 改正交付要綱第７の規定では、事業者の活動計算書の添付は求められてはいないが、事業者の事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書）は、「特定非営利活動法人事業報告書等の公開に関する要領」に基づき、県のホームページ上に公開されており、容易に入手可能である。 したがって、今後は、補助金所要額精算書及び精算額明細書と事業者の事業報告書等との整合性について、確認を行う必要がある。	業については、平成27年４月15日に、補助金所要額精算書及び精算額明細書と事業者の事業報告書との整合性について確認を行った。 今後、補助事業の実施に当たっては、事業完了実績報告書及び添付資料に記載誤りのないよう、補助事業者と連携しながら確認事務を行い、効率的かつ効果的な事業の執行に努めていく。					
医療薬務課	総合周産期待機宿泊施設整備事業	［今後の待機宿泊施設運営について］ 県の目的は、周産期医療の更なる充実を図るため、施設の安定的運営による利用者の利便性向上にある。中央病院は、周産期医療の「最後の砦」とも言える施設である。これらのことから、原点に立ち返って、今後の待機宿泊施設の運営にあたっては、医療上の要請、利用者の意識、要望や傾向を踏まえながら、収益構造、事業形態を見直すことを委員会で協議し、費用対効果に照らした事業継続の適否、継続の場合の運営形態、運営主体を決定しなければならない。	総合周産期待機宿泊施設整備事業は平成26年度で終了した。 現在、常設している総合周産期等待機宿泊施設運営委員会において適切な運営に係る協議を行っている。 今後も、収益構造及び事業形態の見直し等については、同委員会において検討・協議していく。					
医療薬務課	八戸市立市民病院周産期センター増床整備費補助	［消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告等の提出遅延について］ ○交付要綱への準拠性違反 県は補助事業者に対し、消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告等を求めている。報告された仕入控除税額は補助金によって賄われており、補助事業者は税務申告によって実質負担がないために、県に返還する必要がある。 平成24年度分及び平成25年度分の消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告が、平成26年12月４日付けで県へ提出され返還手続が開始されたが、24年度分につき１年以上、25年度分についても約４ヶ月遅延していることになり、速やかな報告を求める交付要綱に準拠した事務となっていない。 ○厚生労働省医政局長通知への準拠性違反 県の交付要綱は、平成17年９月20日付厚生労働省医政局長通知　「医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金等の消費税及び地方消費税に係る事務処理の適正化について」の是正措置に沿ったものではあるが、実際の運用状況においてはいまだ是正措置の趣旨を全うしたとは言えない状況が認められた。 ○県の基金会計への影響 平成24年度の要返還相当額については、本来25年度に返還されたならば25年度の基金への戻入になるべきところ、26年度になってから返還手続がとられた。基金事業であることからは、八戸市から速やかに返還を受けることで、基金をより効率的に運用することが可能であったと考える。国の財源を使った基金事業は会計検査院の検査対象にもなっており、報告の遅延は県の交付要綱への準拠性違反にとどまらない不当事項に該当する。 ○改善策の必要性 報告書の徴収につき担当者任せにせず、課内でのチェック体制、すなわち内部統制を整備し機能させる必要がある。この点に関して、解	八戸市立市民病院周産期センター増床整備費補助事業に係る消費税等仕入控除税額返還手続は、平成26年12月22日に完了している（返還額25,153円）。	消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び返還手続の遅延を防止するため、補助金及び委託料の執行管理表を作成し、仕入控除の起案の際には「補助金及び委託料執行管理表」を更新、添付することにより、仕入控除に係る事務手続が適正に行われているかどうかを課内全体で確認することとした。 また、消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、内部処理の進捗状況等についても一律の様式で管理することとし、課内でのチェック体制を整備した。			

		釈の誤りを防止するために、速やかとは具体的に何ヶ月を指すか明らかにして、交付要綱に明記しておく必要がある。	
病院局	未収金	［未収金の管理及び評価の適正性について］ ①過年度未収金の金額的重要性について 　過年度未収金については、最近は発生が減少しているというものの、総合周産期センターに関する分は全体に占める割合が多額になっている。長期間かつ多額の長期未収金先の回収手続の更なる強化により成果を上げなければならない。 ②未収金管理の有効性、経済性及び効率性 　未収金取扱要領そのものが陳腐化不適応化している部分もあることから、要領の改定が必要であり、その際には費用対効果の視点を織り込むことが合目的的である。最終段階処理としての病院長権限により、少額債権の切り捨て、超長期債権の切り捨て、遠隔地の回収手続きの簡素化、等の規定を盛り込むことで、医事課の事務処理の合理化、効率化と、全体としての未収金の回収促進が図られるものと考える。 ③貸倒引当金の計上予定額の適正性 　地方公営企業会計制度の見直しにより、平成26年度決算より貸倒引当金の計上が義務化された。病院局が試算する金額の計算方法については、アドバイザリー契約した監査法人の助言を受けて内部的にルール化したものであるが、次の点で改善の余地があると考える。 ・　現状では、債務者区分の対象とする債権は過年度未収金に限定されており、現年度未収金は対象外である。その中でも、経済状態に重大な問題が生じていない債務者、経済破綻には至っていないが債権の弁済が滞っている債務者に対する債権に対して、貸倒引当金の繰入率は０％である。内容的に要注意先又は破綻懸念先に該当する先に対して、引当金を設定しない引当ルールについては、今後の会計実務において改善の余地があると考える。 ・　貸倒懸念債権については、既に死亡した債務者、破産・相続放棄の債務者が含まれており、相続人からの回収しか見込めない先について、引当率の50％は低いように感じられる。時間の経過に従って回収率は低下するのが経験則であり、この貸倒リスクの上昇を、引当率を上げることで会計に反映させる必要があると考える。	①②未収金対策の強化について検討のうえ、平成27年４月１日付けで未収金取扱要領の改定を行い、少額債権や長期債権、遠隔地の居住者等への対応について、費用対効果の視点から回収手続の簡素化等の条項を盛り込み、事務処理の合理化、効率化を図ることで、未収金の回収を促進していくこととした。 ③経済破綻には至っていないが債権の弁済が滞っている債務者に対する債権等のうち、延滞理由が明らかなものについては引当金繰入率を0％から50％に変更した。また、貸倒懸念債権のうち、既に死亡した債務者、破産・相続放棄が確定した債務者については、引当金繰入率を50％から100％に変更した。
病院局	棚卸資産	［棚卸資産の管理について］ ①在庫金額の不一致 　委託先の在庫システムで計上された税抜金額で決算報告書に計上する方法が正しい処理である。今年度以降の決算業務において、十分注意されたい。 ②実地棚卸に基づく期末在庫明細書の保存 　決算数値の基となる決算時点の期末棚卸明細表データは、紙媒体でも電子媒体でも、バックアップデータとして保存させなければならない。中央病院の事業文書規程上、決算関係文書の保存期間は10年、実地たな卸に係る文書の保存期間は10年と規定されているため、規程に準拠した保存が必要である。 ③薬品等値引きの会計処理 　中央病院の薬品購入手続きは、年２回の見積り合せを行った結果、薬品単位で最も安い単価を提示した業者から購入している。業者	①財務会計システムを平成26年度から導入したことにより、期中消費税抜き処理が可能となったため、現在では薬品について月ごとに消費税抜きベースで突合ができている。 ②期末在庫明細書について、平成25年度分まで遡って委託業者に確認し、紙媒体でデータを打ち出し、保存することとした。 ③薬品の値引き交渉の妥結時期を年度末から上半期末に変更し、その後の新陳代謝によって、期末における在庫の単価を値引き後の単価に即したものとしたことなどにより、値引き額の棚卸資産額からの減額は不要となった。

		ごとに年間購入金額を集計し、年度末の２月及び３月には、年間取引額に対して値引きを受けている。25年度の値引き総額は55,711千円であり、この全額を薬品費から控除して決算額としている。この値引き額については、薬品単位の値引き額を計算するのは困難であるため、薬品等の単価は据え置いて、棚卸資産計上額からの控除処理は行っていない。会計処理上これは正しい処理ではなく、正しくは、期末棚卸資産に係る値引き額は、棚卸資産金額を減額する必要がある。	
病院局	固定資産	［固定資産システムの導入について］ 平成26年度からは新たに固定資産システムを導入しているとのことであったが、平成15年度包括外部監査における経理全般のシステム化に関する要望意見に対する措置として、本来であれば、少なくとも数年前から固定資産システムを導入し、効率的かつ正確な固定資産の管理業務及び計算業務を行っていて当然とも思われる。 病院局全体としても、固定資産の割合は金額的にも重要性があり、導入したシステムが、早期に、安定的に運用されることが期待される。	新たな固定資産システムは、既存の全ての固定資産のデータ化が終了した平成26年４月１日より導入しており、新規取得分についてもリアルタイムで入力するよう、平成26年11月１日より運用改善を図ったことから、現在は安定的に運用されている。
病院局	人件費	［分娩件数の把握誤りによる診療手当の支払い誤りについて］ 中央病院には、１分娩当たり１万円の分娩手当の３分の１を国が補助する産科医確保支援事業費が負担金として交付されている。 中央病院の分娩件数の実績を確認したところ、双子に関して７件の数え漏れがあり、この件数分については、産科医に対して診療手当の支払いが過少となっていることが判明した。この誤りの他にも「青森県立病院年報」で公表している分娩件数と診療手当の支払回数とは差異があったため、調査を依頼したところ分娩件数の過不足があることがわかり、産科医への診療手当の支払い誤り等の事実が判明した。 いずれも病棟及び総務課の確認不足等の原因により、産科医への診療手当について、支払いが過少となったものが多数発生しており、病院局職員給与規程に基づき支給すべきである。今後は、再発防止と適正な事務執行を徹底する必要がある。	支払が過少となったもの全てについて、労働基準法第115条第１項により遡及対象となる２年間（平成25年１月から平成26年２月）に遡及し、平成27年２月20日に追加支給を行った。 再発防止策として、新たに、複数の関係者によりシステム管理されている「病棟看護班業務日誌」から分娩した患者名及び担当医氏名を確認した上で、これまで行われていなかった、医事システム（診療報酬請求ベース）の分娩件数と突合し、二重チェックを行う体制に改善した。
病院局	人件費	［宿日直手当の非課税の取扱について］ 中央病院では、宿日直手当１回につき4,000円を、一律に源泉所得税の非課税の取扱いとして会計処理している。 税法上または税実務上、入院患者の病状の急変等に対処するための当直勤務は、宿日直料の非課税を定めた所得税法基本通達28-1ただし書きの適用があり、非課税となる。税実務上における税務当局の判断は、この非課税の宿日直手当は限定的に捉えており、これ以外の急患に対応する救急の宿直は、通常勤務であり、宿日直手当についても全額が課税扱いとなるという解釈がなされている。他県の公立病院等では、この宿日直手当が税務当局から源泉徴収漏れを指摘されるケースが相次いでいる。中央病院が、医師の勤務実態にかかわらず、一律に宿日直手当を非課税と処理していたとするならば、それは税務リスクを抱えていることと同義である。今後は、勤務実態を把握し、取扱通達につ	当院は、重篤な患者が多数入院していることから、そうした患者の万が一の夜間の急変等に備えて様々な種類の集中治療室の部署にそれぞれ宿日直者を配置しており、それら宿日直者は、宿日直時間帯は通常、入院患者の病状の急変に備えて、宿日直室（ベッド有）で睡眠・休息待機することになっているため、宿日直勤務を通常勤務外の業務と整理している。なお、それでも宿日直時間帯に発生する可能性がある救急患者等の急患対応等については、宿日直勤務を中断して従事する通常勤務の業務と整理し、別途、相応の時間外勤務手当を支給し、その中で源泉徴収として所得税を支払っている。こうした当院の宿日直の状況を元に、監査人から出された意見

		いて検討の上、課税・非課税処理を判断する必要があるものと考える。	を踏まえて改めて検討したが、その結果、あくまでも当院の宿日直手当は、病院に宿泊・待機し、入院患者の病状の急変等に対処するための宿日直勤務に限定的に支給しているものであり、これまでどおり、宿日直料の非課税を定めた所得税法基本通達28−1ただし書きを適用し、非課税の取扱いとすることとした。
病院局	委託費	［周産期・障害児医療情報共有システムの固定資産計上］ 「周産期、障害児医療情報共有システム」は、病院の会計処理上医業費用として処理されており、固定資産として計上されていない。 固定資産計上するかどうかは、予算策定時の支出科目とは関係なく、当期以降も事業活動に供する予定の物品で、かつ一定金額以上のものについては原則として固定資産計上し、減価償却により費用を期間配分計上するのが適正妥当な会計処理である。 原則的には、ハードウェアとソフトウェアが一体である場合、両者を合わせて「器械及び備品」勘定（有形固定資産）で処理しなければならない。ただし、ハードとソフトを明確に区分することが可能な場合、ソフトウェアのバージョンアップが頻繁に予定されている場合などは、別個の固定資産として会計処理する必要がある。その場合には、ハードウェアを「器械及び備品」勘定で処理し、ソフトウェアは「ソフトウェア」勘定（無形固定資産）にて処理する必要がある。 一方、青森県病院局財務規程には、無形固定資産としてソフトウェア勘定が列記されていない。 中央病院の業務内容から判断して、中央病院がソフトウェアを所有しない組織であるはずがなく、ソフトウェアは減価償却資産であることから、一定金額以上のソフトウェアは、その他の無形固定資産として会計処理する必要がある。なお、公営企業会計規則の改定によって、青森県病院局財務規程は全部改正され、青森県病院事業財務規程（平成26年３月28日青森県病院事業管理規程第２号）として公布されている。本規程第61条においては、無形固定資産の部にソフトウェアが独立科目とされていることから、平成26年度より適正な会計処理が行われることが期待される。	平成27年度からシステム開発の内容がソフトウェアのみの場合は、資本的支出の委託料で予算計上・執行し、無形固定資産のソフトウェアとして耐用年数に応じて適切に減価償却することとした。
障害福祉課	日常生活用具給付等事業	［実績報告書の提出期限について］ 平成25年度の実績報告書の提出状況を確認したところ、次の通り提出日と収受日について問題点が発見された。 ア　提出期限を経過しているもの イ　提出日から収受日まで７日以上経過しているもの ウ　収受日が提出日以前になっているもの 交付要綱に準拠して提出期限を遵守するよう、また実際の提出日を記入するよう、県は市町村に対して徹底すべきである。この点に関し、提出期限の厳守や罰則等補助金の交付に関して見直しを行った場合、その結果については、交付要綱の中で明記しておくことが望ましい。	平成27年３月31日に、市町村に対し期限の遵守を徹底するよう通知した結果、平成26年度の実績報告書の提出期限は遵守された。
障害福祉課	日常生活用具給付等事業	［実績報告書の添付書類の確認について］ 実績報告書の添付書類を	平成27年４月14日から５月15日にかけて、平成26年度実績

		閲覧したところ、外ヶ浜町において歳入歳出決算書（見込書）を添付すべきところ、歳入歳出予算書を添付していた。また、六戸町においては歳入歳出決算書（見込書）の歳出欄に金額単位の記載がなかった。 県は、市町村から提出された文書につき十分にチェックを行い、記入誤りや添付誤りがあれば訂正を求めることが必要である。	に関する市町村からの書類を精査し、誤りのあるものに関しては訂正し再提出させた。
障害福祉課	日常生活用具給付等事業	［実績報告書の添付書類間の整合性について］ 対象経費の添付書類間の金額的不整合について、歳入歳出決算（見込）書抄本に記載された金額が実施状況調に記載された金額を上回っていれば問題ないと判断しているとのことであった。しかし、実施状況調は支援用具の細かい種目ごとに件数と金額が障害者・障害児別、公費・自費別に記載された一覧表であり、歳入歳出決算（見込）書抄本は市町村の実績見込額を記載するものであることから、両者が一致しない合理性は乏しい。 県は、実施状況調の記載額を用いて作成された補助金精算書に基づいて、市町村に対して補助金の交付確定を行っている。補助金の交付確定事務において、補助金精算書の正確性について、添付書類間の整合性を確認する必要があると考える。	平成27年４月14日から５月15日にかけて、平成26年度実績に関する市町村からの書類を精査し、誤りのあるものに関しては訂正し再提出させた。
障害福祉課	日常生活用具給付等事業	［交付要綱上の仕入控除税額報告書に関する規定について］ 県は事業者に対し、平成25年度青森県地域生活支援事業費補助金交付要綱において、消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告等を求めている。 本事業については、市町村の一般会計における事業であり、消費税法上の特例により、申告義務はないこととなり、このような補助金に関する仕入控除税額はそもそも発生しないものである。従って、県の交付要綱に規定する内容ではないと考えられるため、今後の交付要綱作成にあたっては、削除する必要がある。	平成27年度の補助金交付要綱（平成27年３月18日制定）からは、消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告等に関する部分を削除した。
障害福祉課	日常生活用具給付等事業	［市町村が実施する給付事務の検証について］ 県は、各市町村が国に提出する実績報告書と、県に提出する実績報告書の整合性については確認しているとのことである。しかし給付事務については市町村に一任している。市町村がそれぞれに作成している地域生活支援事業費補助金交付要綱についてその内容を確認することや、実際の給付事務が要綱に準拠して適切に行われているか検証することは行っていない。 現状では、市町村の給付事務に誤りがあった場合に、県でそれを発見あるいは防止できず、その結果県費の使途が不適切となってしまいかねない。毎年度全市町村について給付事務の調査をすることは現実的でないにしても、何年かに一度循環的に市町村へ赴いて検査を行うことを検討すべきである。これにより、市町村での地域生活支援事業の実態を把握することも可能となる。	全市町村に対し隔年で監査を実施し、事業が適正に行われているかを検証することとした。なお、平成27年度においては、20市町村について、６月16日から７月31日にかけて監査を実施した。
障害福祉課	補装具費支給事業	［実績報告書の提出遅延について］ 実績報告書の提出期限は「青森県身体障害児・者補装具費負担金交付要綱」で定められており、平成25年度の市町村からの実績報告書の提出状況を見ると遅延しているものがあった。 県は、負担金の交付に係	平成27年３月17日に、市町村に対し期限の遵守を徹底するよう通知した結果、平成26年度の実績報告書の提出期限は遵守された。

		織として十分に調査・検討を行った上で交付要綱を改訂する方向での対応をとるべきである。	
障害福祉課	補装具費支給事業	［実績報告書の添付書類間の整合性について］ 補装具給付事業の対象経費について、市町村から提出された負担金精算書（第６号様式）と歳入歳出決算書（決算見込書）抄本を照合したところ、不整合が見られた。 歳出には前年度の負担金を入れている可能性があり、歳入には市町村が自前で負担している部分（利用者の負担軽減のため）を入れている可能性があるとのことだが、そのような原因で差異が生じるのであれば、差異の内容について説明を記載する様式とし、正確を期すべきである。 負担金精算書上の対象経費が歳入歳出決算書上の対象経費より多額となっていることについては、単純ミスと思われるとのことだが、市町村から提出された文書につき十分にチェックを行い、記入誤りや添付誤りがあれば放置せず訂正を求めることが必要である。 歳入歳出決算書上、自立支援給付費総額を記載しており、そのうちの補装具費の金額が不明な状態であったことについて、県から国への報告及び市町村から国への報告も節レベルでの記載となっており問題はないとの認識であった。しかし補装具費の対象経費に関する報告であるから、補装具費の支出済額が不明なことは看過すべきでない。補装具費について正確に記載するよう、市町村に対し指導する必要がある。	平成27年４月３日から５月８日にかけての平成26年度の実績確認作業において、精算書と決算書を始め提出書類間で整合性をとるよう市町村に対し指示し、金額の不一致が見られる市町村に対しては修正を求めた。
障害福祉課	補装具費支給事業	［市町村が実施する給付事務の検証について］	全市町村に対し隔年で監査を実施し、

		る年度（今回は平成25年度）の３月に市町村からの交付申請をもとに交付額を決定・交付し、４月に提出された報告の内容を審査して負担額を確定する。交付額と確定額の間に生じた差異につき、交付額が超過した分は市町村から県に平成25年度予算へ返還し、不足した分は県から市町村に平成26年度予算から追加交付する。交付要綱に定める報告期限が４月15日と早期であるため、このような取扱いとしている。従って、事務処理が報告期限に間に合わない場合は返還・追加交付によることができる以上、報告の遅延が生じないよう、県は交付要綱に沿った期限に報告を求めるべきである。	
障害福祉課	補装具費支給事業	［実績報告書の添付書類の確認について］ 実績報告書の添付書類を閲覧した結果、添付誤りが発見された。 歳入歳出決算書（決算見込書）抄本の代わりに直近の予算書を添付する場合があり、決算書に代わるものとして運用上認めていること、その場合は補正を確約する旨を記載させていることの説明があった。 しかし、予算書と決算書とは全く性質の異なる文書であり、予算書での代替を容認することは恣意的な運用と言わざるを得ず、交付要綱の趣旨を没却する結果となっている。交付要綱は補助金や負担金の交付事務に際して最低限の内部統制の意味がある。ゆえに交付要綱の設定者自らが正当な理由なく交付要綱によらない事務処理を行うこと、しかも緩める方向での運用とすることは、統制管理の点から適切ではない。どうしても交付要綱によりがたい状況があるならば、県の組	交付要綱によらない事務処理を改善するため、平成27年４月３日から５月８日にかけての平成26年度の実績確認作業において、関係市町村に対し決算書の提出を指示した。

		県は、各市町村が国に提出する実績報告書と、県に提出する実績報告書の整合性については確認しているとのことである。しかし支給事務については市町村に一任している。市町村がそれぞれに作成している要綱についてその内容を確認することや、実際の支給事務が要綱に準拠して適切に行われているか検証することは行っていない。 現状では、市町村の支給事務に誤りがあった場合に、県でそれを発見あるいは防止できず、その結果県費の使途が不適切となってしまいかねない。毎年度全市町村について支給事務の調査をすることは現実的でないにしても、何年かに一度循環的に市町村へ赴いて検査を行うことを検討すべきである。これにより、市町村での事業の実態を把握することも可能となる。	事業が適正に行われているかを検証することとした。なお、平成27年度においては、20市町村について、６月16日から７月31日にかけて監査を実施した。
障害福祉課	補装具費支給事業	［県の役割について］ 市町村からの報告について多くの問題点が見られたことからすると、市町村が実施する補装具費支給事務とその報告事務について、県は市町村に対して、より適時適切な指導を行うことが必要と考えられる。特に報告期限が翌年度の４月15日となっていることからは、限られた人員で事務を執行している場合や人事異動直後に当該事務を担当することとなったような場合に、事務の誤りや遅延を招きやすいと推測される。この点で県が何らかの形で支援すること、例えばマニュアルを作成・配布する、事前にスケジュールを周知徹底する、事務の引継に関して留意すべき事項を伝えるといったような事項は検討に値するものと考える。	書類の誤りを軽減するため、書類作成の上でポイントとなる項目をまとめたチェックリストを作成し、平成27年３月17日に市町村に対し配布した。
障害福祉課	発達障害者支援センター運営事業	［備品の管理について］ 平成25年度青森県発達障害者支援センター運営事業委託契約書によると、本事業の業務内容には、支援センターで使われる県所有備品の維持管理も含まれている。ほとんどの備品は一定程度利用されているが、開設以来９年が経過し、当初からあった備品の中には既に利用されなくなったものもあり、除却するかあるいは更新するかの検討を要するものがある。また、支援センターから県に対して故障したパソコンの廃棄を要請していたが、そのままになっているものも見受けられた。なお、そのパソコンは現在でも支援センターに保管されている。契約上に定められた県備品の維持管理が、十分にできていない状況が垣間見られた。 委託業者と年度初めに契約を更新する際、あるいは委託費の精算を行う際には、事業団と県の間で備品の保管状況についても、連絡事項とする必要がある。	平成27年３月23日の平成27年度契約更新時に備品の利用状況について確認し、不要となっているパソコンについて廃棄することとした。また、平成27年度の契約更新からは、一覧表により備品の保管状況について確認することとしている。
障害福祉課	発達障害者支援センター運営事業	［委託料精算書における収支計算について］ 事業活動収支差額をゼロにするような配慮は、正確な情報を捻じ曲げている。従って、県は正確に発生した金額を記載するように指導しなければならないし、かつ県自体も正確な発生コストの把握に努める必要がある。	平成27年３月31日に、平成26年度実績報告書の収支精算書には、正確に発生した金額を記載するよう指導し、正確な発生コストの把握に努めた。
障害福祉課	発達障害者総合支援事業費	［委託料精算書における収支計算について］ 事業活動収支差額をゼロにするような配慮は、正確な情報を捻じ曲げている。従って、県は正確に発生した金額を記載するように指導しなければならないし、かつ県自体も正確な発生コ	平成27年３月31日に、平成26年度実績報告書の収支精算書には、正確に発生した金額を記載するよう指導し、正確な発生コストの把握に努めた。

		ストの把握に努める必要がある。	
総務学事課	私立幼稚園特別支援教育費補助	［目標指標の設定と評価について］ わくわくプランの実施事業になっているため、その行動計画において、施策の目標指標と達成度・課題を公表している。設定した目標指標は「補助対象園に対する補助金交付園数の割合」であり、平成20年度の現状値が100％、平成26年度の目標値が100％であるのに対し、平成25年度の実績値が100％で、達成度・課題は、評価５（最高評価）となっている。この目標指標であれば、補助金交付の事務処理の漏れなどのミスがない限り100％になるのは当然である。 事業の目的が、「障害児を受け入れる私立幼稚園の支援」であることを勘案すると、心身障害児を受け入れている幼稚園の数とか、心身障害児の在籍数といった数値、あるいは心身障害児の全体数に対する一般の幼稚園に在籍する園児の割合といった目標指標の方が、子育て支援施策の成果を測る意味では適切だと考える。	特別支援教育を実施する私立幼稚園数や私立幼稚園に在園する心身障害児数を因数として本施策の目標指標を設定することは困難である。 よって、平成27年３月に策定された青森県次世代育成支援行動計画「のびのびあおもり子育てプラン」（前期計画）においては、当該事業に係る「指標」、「現状値」及び「目標事業量」は設定しないこととした。
総務学事課	私立幼稚園特別支援教育費補助	［対象となる園児の在籍要件について］ 本事業の対象になる園児について、県では、心身障害者である園児が、当該年度の５月１日で在籍し、かつ、３月１日まで在籍していることを要件としている。 しかし、県の交付要綱には、「５月１日現在において心身障害児が就園している」との要件の記載はあるものの、「３月１日まで継続して在籍すること」という要件の記載が明示されていない。この取扱いについては、交付申請及び実績報告時において、幼稚園の側で判断に迷うと思われ、実際に、県の予算未消化の一つの原因となっていることから、この点は、交付要綱に明記するなどして明瞭に指示すべきであると考える。 また、幼稚園側が受け入れを拒絶した結果、退園したような事由を除いて、例えば、在籍期間に応じて月割額を補助するなど、県は、要件的に柔軟に対応しても良いのではないだろうか。幼稚園にとっては、経済的な負担軽減に加えて、本事業に前向きに取り組むことが可能となり、それによりサービスの質の向上が図られ、心身障害児の家庭支援や福祉向上に繋がるものと思われる。	平成26年度の交付要綱から、対象となる幼児を「当該年度の５月１日現在において補助対象幼稚園に就園し、かつ、翌年３月まで継続して在園する心身障害児」と明記した。 なお、特別支援教育は、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、必要な指導及び支援を継続的に行う必要があることに鑑み、県では、特別支援教育を継続的に行う私立幼稚園の体制を通年で整備・実施するのに要する経常的経費に対して支援することとしている。 このため、在籍期間に応じて月割額を補助することについては、実施しないこととした。
総務学事課	私立幼稚園子育て支援等推進事業	［実績報告書の審査について］ 委託契約のうち、契約期間が平成25年４月１日から平成26年１月31日までの10ヶ月のものが１件あった。しかし、当該委託契約の実績報告書、経費精算書を確認したところ、平成25年４月１日から平成26年３月31日までの12ヶ月の雇用契約、経費の実績額に基づき作成されていた。学校法人による作成誤りと県の確認漏れであった。 この事案では、最終的に県に対する委託料の返還は生じなかったが、契約期間と実績報告書の報告期間が対応していないと、誤った審査事務につながりかねない。そのため、実績報告書の審査にあたっては、契約期間と実績報告書の報告期間を確認した上で、適切な審査を行う必要がある。	本委託の実績報告書については、関係学校法人から実績報告の再報告を求め、再度、事業の内容等を精査した。
総務学事課	私立幼稚園子育て支援等推進事業	［委託料に係る消費税の取扱いについて］ 委託料に係る消費税の取扱いについて、平成24年３月28日に厚生労働省職業安	委託料が超過支払いとなっている受託者に対しては、当該超過支払い相当額の返還を請求し、平成

		定局の地域雇用対策室長より「雇用創出基金事業における消費税の取扱いについて」の通知が、各都道府県の基金事業担当部局長宛てに発信されている。 この消費税の取扱いに関して、監査の結果、以下の事象が発見された。 ①　課税事業者について、通勤手当に係る消費税相当額が重複して計上され、過大な委託料の支払いが行われた。 ②　免税事業者であるにもかかわらず課税事業者として取扱い、加算する必要のない消費税が加算され、過大な委託料の支払いが行われた。 今後の改善策として、通勤手当の消費税の取扱いについては、厚生労働省職業安定局からの通知を県は十分理解し、学校法人への周知徹底を図ること、免税事業者の確認についても、学校法人から提出される「雇用・就業機会の創出計画書」の記載だけでなく、消費税の確定申告書等により免税事業者に該当するか否かの確認事務を県において行うことが必要である。	27年４月６日をもって、その収納が完了した。 今後、類似の事業を行う場合は、受託者である学校法人に対し制度の内容の周知徹底を図るとともに、消費税の確定申告書の写し等により当該学校法人が免税事業者又は課税事業者のいずれに該当するかの確認を行うこととする。
総務学事課	私立幼稚園子育て支援等推進事業	［事業の効果について］ 事業目的の一つとして、本事業により未就職新卒生・既卒生等への短期の就業機会の創出を図り、幼児教育現場における実際の就業を通じて、実質的な職業能力向上により将来の就職に結びつける仕組みを作ることが挙げられており、県としては継続的な雇用の創出を期待していたものといえる。 委託契約終了後に情報収集を行わなければ、事業の目的の一つである継続的な雇用の創出という効果について何ら検証することができない。また、将来的に事業を企画立案するに際して、本事業の実態把握と効果の検証を行うことで有用な情報を入手できると考えられることから、委託契約終了後にヒアリングやアンケートという形で情報収集を行うことが必要である。	本事業による被雇用者の委託契約終了後の就労状況等について、アンケートを実施し、情報を収集していたことを確認した。
総務学事課	私立幼稚園子育て支援等推進事業	［年度途中に業務が完了する委託契約について］ 委託契約のうち、契約期間が平成25年12月31日に終了するもの、平成26年１月31日に終了するものがそれぞれ１件ずつあった。この２つの委託契約について、契約書には、業務完了したときは、完了した日から起算して10日以内に実績報告書、経費精算書を県に対して提出するものとされているが、この２件とも実績報告書、経費精算書の提出は、平成26年３月31日に契約期間が終了する他の委託契約と同様に平成26年４月上旬に提出され、委託料の精算払いも、他の委託契約と同様に平成26年５月下旬に行われていた。 年度途中に業務が完了する委託契約についても、業務完了後、契約書に定められた日までに実績報告書、経費精算書が提出されるようにすべきであり、また、精算払いについても、その都度精算払いすることが望ましい。	当該事業は平成25年度で終了したが、今後、同種の事業を実施する場合には、事業の完了後、定められた時期に実績報告書等を受託者から提出させることとし、また、委託料の支払いについても、適切な時期に行うこととした。
総務学事課	幼児教育緊急環境整備費補助金	［学校法人の会計処理の誤りについて］ 学校法人から提出された事業実績報告書を基に、本事業により取得した備品等が各学校法人の平成25年度決算報告書に計上されていることを確認した結果、学校法人Ａ幼稚園の貸借対照表「器具備品」勘定に計上されていなかった。会計処理を誤って「車両運搬具」勘定に計上していたことが明らかとなった。	学校法人の会計処理については、当該学校法人の責任において行うべきものであるが、補助金の適正執行を確保する観点から、各学校法人に対して、本包括外部監査において意見のあった不適切な会計処理の事例を示すとともに、その会計処理の一層の適正化を図るよう、平成27

						となっており、相互検証機能は働いていない。同様のことは、退職金財団負担金割についても言える。補助金積算根拠については、県でも学校法人でも容易に確認できる配分基準を採用することや配分の基礎数値について簡便的な算定方法を採用するなど、相互検証機能が有効に働く体制を整備する必要がある。	
		本県の補助金交付要綱上は、補助対象備品等の内容は明記されているが、補助対象経費の会計処理は明記されていない。 県に期待される事務としては、学校法人の会計処理の適正化が図れるように交付要綱等に会計処理をできるだけ明確に記載すること、また、学校法人に対する助言と指導を前向きに行うことによって、学校法人の計算書類の適正化を実現化し、補助金の適正執行を担保することである。	年３月31日付けで文書により注意喚起した。	総務学事課	私立学校経常費補助	［電子メール割の配分条件について］ 県では、配分条件を具備する旨の「電子メールによる文書の送受信体制報告書」を幼稚園に提出させている。報告書には配分条件の一つである、電子メールを適切な管理体制のもと法人の定める文書保存規程に基づき保存する旨の内容があり、文書保存規程が法人に整備されていることが前提となっている。 幼稚園101園に電子メール割による配分198千円の補助金交付を受けている。この中には実際には文書保存規程を作成・整備していない幼稚園19園があることが監査期間中に判明した。 当初、電子メール割の配分条件は、適切な管理体制のもと「一定期間保存すること」となっていたが、平成24年度に明確な表現とした方が良いとの検討が県庁内でなされ、「文書保存規程に基づき保存すること」へと変更されたとのことである。配分条件を形式的に厳格化しても実質的に遵守されないのでは、交付要綱として意味がない。文書保存規程が整備されていない幼稚園は、補助金交付要綱の配分条件を満たしておらず、本来であれば補助金の返還を受けるべきものであると考えるが、「もともと、この電子メール割の趣旨は	本補助金の交付目的等を勘案し、電子メール割の配分条件のうち、本件に関する規定を「電子メールの添付ファイルは速やかに確認し、紙媒体又は電磁的記録として、適切な管理体制のもと、保存すること。」に平成27年２月26日付けで改めた。
総務学事課	私立学校経常費補助	［経常費補助金配分積算資料の検証について］ 共済長期給付掛金割について、標準給与年額の金額を間違って記載して配分計算を行ったため、本来より88千円少ない130千円しか受け取れない事案が発見された。 幼稚園分だけでも108園ある経常費補助金の積算資料の作成・入力作業等は本事業の担当者が１人だけで行っており、上司の決裁承認を得てはいるが、各数字が正しいかまでの検証は行われていない。上記のような処理の誤りを防止するためには、少なくとも作成・入力担当者とは別の担当者が金額の正確性の検証作業を行い、財務事務の内部統制機能を働かせる必要がある。 補助金申請額積算基礎表を県の方で事前に作成して、各学校法人に対して間違いがないか確認を依頼した上で、学校法人は補助金交付申請書を作成している。しかし、誤りのあった数字部分について、学校法人は容易に金額が正しいかを検証する書類等を持ち合わせておらず、事実上、県の作成した補助金申請額積算基礎表をそのまま追認する現状	関係書類の検査・確認に当たっては、複数の職員によるチェックを確実に行うなど、事務の執行体制を改めた。 また、積算資料に記載する数値は、学校法人及び学校の運営に必要な基礎情報として当該学校法人が保有し、自ら容易に確認できるものであることを踏まえ、県と学校法人による数値の相互検証機能の実効性を一層高めるため、特に留意すべき事項や確認方法等を具体的に示し、その確認が十分に行えるよう、平成27年７月24日付けで学校法人に対して文書により注意喚起をした。					

		県の文書のペーパーレス化・情報伝達の利便性を図るために設けられたものであり、文書保存規程がないからといって補助金の趣旨に反するものではない」との県側の説明を受けた。そのように県守されれば、遵守されない形式的な配分条件の文言は見直すべきである。もしくは、今後は、補助金交付の絶対条件であることを学校法人に自覚させて、文書保存規程の作成・整備を徹底指導すべきである。	学校法人の会計処理については、学校法人の責任において行うべきものであるが、補助金の適正執行を確保する観点から、各学校法人に対して、本包括外部監査において意見のあった不適切な会計処理の事例を示すとともに、その適正化を図るよう、平成27年３月31日付で文書により通知した。	総務学事課
		［監査報告書添付免除対象学校法人の会計指導について］ 私立学校振興助成法に基づき経常費補助金交付を受けている経常的な学校法人は、県知事の許可を受けた上で、県知事への公認会計士等の監査報告書の公認会計士等の監査報告書の添付が免除されている。報告書添付免除対象学校法人が平成25年度で13法人ある。 県内にはこのような監査法人が13法人ある。 とりわけ、監査報告書添付免除対象学校法人に対しては、公認会計士監査が実施されていないのであるから、自らの事務執行の適法性確保、学校法人の財務内容の適正性と透明性の確保、内部統制の適正性確保のために、計算書類の不備や会計処理について指導と助言をより一層、積極的に行う必要がある。		私立学校経常費補助

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭